

### 第3章 国民健康保険事業特別会計

#### I. 概要

##### [1] 国民健康保険制度の概要

国民健康保険制度は国民皆保険の基盤となる制度であり、後期高齢者医療制度に加入している者、職場の健康保険に加入している者又は生活保護を受けている者のほかは全て国民健康保険に加入することとなっている。国民健康保険の運営主体である保険者は市町村で、加入は世帯ごと、被保険者は各個人となっており、平成22年度末における被保険者数は全国で3,343万人となっている。

また、徴収に関しては、国民健康保険料として徴収する方法と、国民健康保険税として徴収する方法があり、各市町村によって異なっているが、大津市の場合は国民健康保険料として徴収している。(大津市と合併する前の旧志賀町については国民健康保険税として徴収していた。)

#### 1. 財政状況

平成25年1月厚生労働省保険局国民健康保険課発表の「平成23年度国民健康保険（市町村）の財政状況－速報－」によると、平成22年度の我が国全体の国民健康保険の財政状況は以下のとおりである。

(単位：億円)

| 科 目      |              | 平成22年度  |
|----------|--------------|---------|
| 収<br>入   | 保険料（税）       | 29,861  |
|          | 国庫支出金        | 33,196  |
|          | 療養給付等費交付金    | 6,028   |
|          | 前期高齢者交付金     | 27,142  |
|          | 都道府県支出金      | 8,720   |
|          | 一般会計繰入金（法定分） | 4,332   |
|          | 一般会計繰入金（法定外） | 3,979   |
|          | 共同事業交付金      | 14,384  |
|          | 直診勘定繰入金      | 1       |
|          | その他          | 375     |
|          | 小計           | 128,019 |
|          | 基金繰入（取崩）金    | 717     |
|          | （前年度からの）繰越金  | 2,555   |
|          | 市町村債         | 13      |
| 合計（収入総額） | 131,304      |         |

|   |                       |          |         |
|---|-----------------------|----------|---------|
| 支<br>出                                  | 単<br>年<br>度<br>支<br>出 | 総務費      | 2,047   |
|   |                       | 保険給付費    | 88,291  |
|   |                       | 後期高齢者支援金 | 14,518  |
|   |                       | 前期高齢者納付金 | 25      |
|   |                       | 老人保健拠出金  | 199     |
|   |                       | 介護納付金    | 6,271   |
|   |                       | 保険事業費    | 924     |
|   |                       | 共同事業拠出金  | 14,355  |
|   |                       | 直診勘定繰出金  | 49      |
|   |                       | その他      | 1,046   |
|   |                       | 小計       | 127,726 |
|   |                       | 基金積立金    | 398     |
| 前年度繰上充用（欠損補填）金                          | 1,811                 |          |         |
| 公債費                                     | 16                    |          |         |
| 合計（総支出額）                                | 129,951               |          |         |
| 単年度収支差引額 A                              |                       | 293      |         |
| 収支差引合計額（収入総額－支出総額）                      |                       | 1,353    |         |
| 国庫支出金精算額等 B                             |                       | △611     |         |
| 精算後単年度収支差引額 A+B                         |                       | △318     |         |
| 決算補填のための一般会計繰入金 C                       |                       | 3,583    |         |
| 決算補填のための一般会計繰入金を除いた場合の精算後単年度収支差引額 A+B-C |                       | △3,901   |         |
| 基金積立金等                                  |                       | 2,929    |         |

国民健康保険の財政については基本的に医療給付費等総額の 50%を国庫負担金等の公費で負担し、50%を保険料で負担することとなっているが、実際には保険料軽減分に対する一般会計からの繰入金（法定内）や欠損補填のための一般会計からの繰入金（法定外）等も公費からの負担となっている。

単年度収入から単年度支出を差し引いた単年度収支差引額は 293 億円の黒字となっているが、翌年度に計上される国庫補助金の当該年度精算額を考慮すると 318 億円の赤字となり、さらにここから一般会計繰入金（法定外）のうち、決算補填を目的とする 3,583 億円を除いた実質的な精算後単年度収支差引額は 3,901 億円の赤字と厳しい財政状況となっている。

平成 22 年度の単年度収支差引額でみると全国で 1,723 保険者のうち赤字の保険者は 52.4%で、その赤字額の合計は 946 億円である。

## 2. 収納状況

保険料（税）の収納率（現年分）は、全国平均で前年度より 0.59 ポイント上昇し 88.60% となり、後期高齢者医療制度創設以降初めて上昇に転じている。

過去最も収納率が高かったのは昭和 48 年度の 96.47%で以降概ね低下傾向にあり、最低は平成 21 年度の 88.01%となっている。

[2] 大津市の国民健康保険

1. 歳入歳出決算状況

後期高齢者医療制度が導入された平成20年度以降の大津市国民健康保険特別会計の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 歳入        | 平成20年度     | 平成21年度     | 平成22年度     | 平成23年度     |
|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 保険料       | 7,214,721  | 7,283,029  | 7,072,996  | 6,782,106  |
| 保険税       | 6,726      | 4,563      | 3,855      | 2,282      |
| 使用料及び手数料  | 3,203      | 3,585      | 3,787      | 3,827      |
| 国庫支出金     | 6,122,015  | 6,705,933  | 6,481,666  | 6,399,462  |
| 療養給付費交付金  | 1,965,970  | 1,209,246  | 1,812,231  | 1,947,611  |
| 前期高齢者交付金  | 4,925,447  | 6,154,798  | 7,208,525  | 7,819,842  |
| 県支出金      | 1,128,614  | 1,288,962  | 1,261,658  | 1,219,484  |
| 共同事業支出金   | 3,075,570  | 3,538,553  | 3,615,615  | 3,080,733  |
| 財産収入      | 3,288      | 1,814      | 901        | 829        |
| 繰入金       | 1,505,885  | 1,586,722  | 1,655,157  | 1,626,774  |
| 財政調整基金繰入金 | 250,000    | —          | —          | —          |
| 繰越金       | 404,941    | 389,881    | 653,756    | 1,117,306  |
| 諸収入       | 24,532     | 44,216     | 48,882     | 34,925     |
| 合計        | 26,630,918 | 28,211,308 | 29,819,035 | 30,035,187 |

(単位：千円、人)

| 歳出         | 平成20年度     | 平成21年度     | 平成22年度     | 平成23年度     |
|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総務費        | 421,315    | 391,715    | 414,767    | 381,834    |
| 基金積立金      | 3,288      | 1,814      | 901        | 829        |
| 保険給付費      | 17,723,396 | 18,799,971 | 19,730,822 | 20,389,568 |
| 老人医療拠出金    | 785,695    | 190,482    | 86,826     | 3,181      |
| 前期高齢者納付金   | 3,951      | 9,551      | 5,579      | 10,450     |
| 後期高齢者支援金   | 2,932,957  | 3,356,521  | 3,255,785  | 3,532,942  |
| 病床転換支援金    | 1,903      | 2,732      | —          | —          |
| 介護保険納付金    | 1,274,503  | 1,243,519  | 1,319,671  | 1,445,979  |
| 共同事業支出金    | 2,828,208  | 3,301,195  | 3,474,228  | 3,150,700  |
| 保険事業費      | 52,583     | 57,367     | 69,375     | 70,055     |
| 特定健診保険指導費  | 168,583    | 163,835    | 152,784    | 158,145    |
| 諸支出金       | 43,253     | 37,449     | 189,590    | 270,282    |
| 公債費        | 1,395      | 1,395      | 1,395      | 1,395      |
| 合計         | 26,241,036 | 27,557,551 | 28,701,728 | 29,415,367 |
|            |            |            |            |            |
| 被保険者数      | 77,425     | 77,843     | 78,316     | 78,998     |
| 一人当たり保険給付金 | 229        | 242        | 252        | 258        |

平成20年度から平成23年度の変動状況を見てみると被保険者数は77,425人から

78,998 人へと約 2%の増加にとどまっているのに対し、保険給付費は 17,723,396 千円から 20,389,568 千円へと約 15%増加している。即ち一人あたりの保険給付費が年々増加傾向にあるということである。

これに対して保険料は、やや減少している。保険料の決定については後の「5. 保険料の決定」でも述べるが、予測される医療費総額を算定し、ここから国や県からの補助金や自己負担分を控除して決定される。大津市の保険料が減少しているのは医療費総額の増加以上に控除項目である前期高齢者交付金の増額、及び前年度からの繰越金の増額が大きいことによる。

前期高齢者の被保険者総数に対する比率は増加傾向にあり、対象者に対する給付額も増加しているが、この増加分に対しては前期高齢者交付金によって補填されており、一般の被保険者の保険料には大きな影響を及ぼしていないと言える。

また、前期高齢者交付金の増加率が大きなものとなっているが、当該制度は平成 20 年度から始まっており、当該年度が概算額での交付で、実績額との差は 2 年後の平成 22 年度に精算されることになっている。この差額が平成 22 年度に 716,075 千円、平成 23 年度に 714,570 千円交付されており増加額の主な原因となっている。

以下、歳入歳出の主な項目について説明を加える。

#### [歳入項目]

##### (1) 保険料及び保険税

被保険者から徴収する国民健康保険料のことをいう。保険税は旧志賀町が保険税として賦課した過年度の未収金を回収したものである。保険料には過年度の滞納分の回収額も含まれる。平成 23 年度における保険料の内訳は、医療分 4,780,144 千円、介護分 580,271 千円、後期高齢者支援分 1,421,690 千円である。

##### (2) 国庫支出金

国の施策により国庫から交付されるものであり、主な内容及び平成 23 年度の金額は次のとおりである。

###### ① 療養給付費等負担金 (4,986,175 千円)

保険給付費のうち国が負担する金額である。内訳として、一般医療分 3,390,947 千円、後期高齢者支援分、1,102,815 千円、介護分 491,633 千円等が含まれている。平成 23 年度の一般医療分については、保険給付費のうちの一定額から前期高齢者交付金等を控除した額に対して、34%を国が負担しているが、平成 24 年度では負担率が 32%になっている。

###### ② 調整交付金 (1,225,636 千円)

市区町村間で医療費の水準や住民の所得水準の違いによって生じる国民健康保険の財政力の不均衡を調整するために国が交付するものである。大津市が申請書を作成し、滋

賀県が審査した後に国に提出される。また、調整交付金には一定の計算式によって算出される普通調整交付金と特別の事情を考慮するための特別調整交付金がある。

### ③ 高額共同国庫負担金（144,787 千円）

近年の高額となってきた医療費によって国民健康保険財政が悪化することを避けるため、共同事業として滋賀県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が各市町から拠出金を受入れ、1 件当たり 800 千円を超える医療費が発生した場合に、この拠出金から医療費を負担することになる。大津市から国保連への拠出金は歳出項目に共同事業拠出金の内訳として 579,151 千円が計上されている。この拠出金の 4 分の 1 が、国から高額共同国庫負担金として入金されている。また、滋賀県からも交付金として同額を受け取っており、歳入の県支出金に含まれている。

### （3）療養給付費交付金

療養給付費交付金は退職者医療制度に基づき、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものである。

退職者医療制度とは、会社等を退職し医療の必要が高まる時期に国民健康保険の被保険者となることによって、国民健康保険の財政負担や被保険者の保険料負担が過重になることを回避するために創設された制度であって、退職者医療制度の対象者（退職被保険者及びその被扶養者）の医療費を被保険者の保険料と社会保険からの交付金で賄うものである。

なお、退職者医療制度は次の前期高齢者医療制度の創設に伴い平成 27 年 4 月以降、新規加入はなくなる。

退職者医療制度の対象となる者の要件は以下のとおりである。

#### ① 退職被保険者（以下の要件をすべて満たす者）

- ・国民健康保険に加入している。
- ・65 歳未満。
- ・厚生年金、共済年金等の年金を受けており、加入期間が 20 年以上あるいは、40 歳以降に 10 年以上ある。

#### ② 被扶養者（以下の要件をすべて満たす者）

- ・国民健康保険に加入している。
- ・65 歳未満。
- ・主として退職被保険者によって生計が維持されており、年間の収入金額が 130 万円（60 歳以上、あるいは身障者の場合は 180 万円）未満と見込まれている。

### （4）前期高齢者交付金

社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金のことをいう。前期高齢者とは 65 歳～74 歳の者をいい、退職者医療制度同様、国民健康保険の過重な負担を回避するために創設されたものである。前期高齢者の加入率は各保険者間で大きく異なるため、平均よりも低い加入率の保険者は社会保険診療報酬支払基金に対して前期高齢者納付金を支払い、加入

率の高い保険者に交付金を支払うことになる。大津市では社会保険診療報酬支払基金に対して歳出として前期高齢者納付金を 10,450 千円支払い、歳入として前期高齢者交付金を 7,819,842 千円受け取っている。金額は支払基金で決定し、大津市に対し通知する。

#### (5) 県支出金

滋賀県からの支出金である。主な内容としては国庫支出金の調整交付金と同様の調整交付金 1,002,739 千円と、前述の高額共同事業負担金 144,787 千円である。

#### (6) 共同事業交付金

共同事業交付金は高額医療費の支払いによる保険者の財政圧迫を回避するために国保連に資金を拠出し、発生した高額医療費に応じて保険者に対して交付金が支給される。

大津市では前述の 1 件当たり 800 千円超の高額医療費に対応する拠出金として 579,151 千円を、200 千円超 800 千円未満の医療費に対応する拠出金として 2,571,430 千円を国保連に支払っている。そして、実際に発生した 200 千円超の医療費に対する交付金として共同事業交付金 3,080,733 千円（800 千円超の高額医療費分を含む）が国保連より交付されている。

#### (7) 繰入金

一般会計からの繰入金であり、その内訳は以下のとおりである。

|     |                   | (単位：千円)   |           |           |           |
|-----|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 内 訳 |                   | 平成20年度    | 平成21年度    | 平成22年度    | 平成23年度    |
| 法定外 | 賦課の不足するもの（保険料減免分） | 10,000    | 10,000    | 4,963     | 10,000    |
|     | 福祉医療波及分（県事業分）     | 26,832    | 30,029    | 36,037    | 36,129    |
|     | 直営診療所補助金          | 14,400    | 14,190    | 13,253    | 13,356    |
| 法定  | 一般財源化された経費分       | 370,958   | 343,233   | 355,955   | 368,778   |
|     | 内、職員給与費           | 135,545   | 119,283   | 127,555   | 139,141   |
|     | 内、一般管理費等          | 235,413   | 223,950   | 228,400   | 229,637   |
|     | 保険基盤安定分           | 767,137   | 806,943   | 837,250   | 799,483   |
|     | 国保財政安定化支援事業       | 70,150    | 101,749   | 95,420    | 96,555    |
|     | 保険者支援制度繰入金        | 161,413   | 188,506   | 202,826   | 198,532   |
|     | 助産費等繰入金           | 85,000    | 92,072    | 109,453   | 103,940   |
| 合 計 |                   | 1,505,890 | 1,586,722 | 1,655,157 | 1,626,773 |

一般会計からの繰入金については法律によって一般会計から繰入れるものと定められている法定繰入と、法律の定めがなく大津市が独自の判断で繰入れている法定外の繰入れがある。大津市の繰入金のうち、法定外の繰入金は「賦課の不足するもの」、「福祉医療波及分」及び「直営診療所補助金」であり、それ以外は全て法定の繰入金である。

「賦課の不足するもの（保険料減免分）」とは、保険料の納付が困難な被保険者に対し、減免した保険料の一部を一般会計より繰入れるものである。なお、平成 23 年度は減免額合計 44,030 千円（うち、6,663 千円は国庫補助金有り）に対し 10,000 千円が繰入れられている。

「福祉医療波及分(県事業分)」とは、滋賀県の施策として実施している乳幼児医療助成、障害者の医療助成等の医療助成を実施したことにより増加した医療費に係る国庫補助金の削減分について滋賀県と大津市が折半して負担することとなっている。一般会計から繰入れられているのは大津市が負担する額で、滋賀県負担分は大津市国民健康保険特別会計の歳入のうちの県支出金に同額が計上されている。

「直営診療所補助金」とは、大津市国民健康保険が直営で運営している国民健康保険葛川診療所の赤字を補填するために一般会計から繰入れられているものである。直営診療施設勘定へは、上記 13,356 千円に国からの特別調整交付金 4,644 千円を加えた 18,000 千円が繰入れられている。

次に法定繰入金であるが、大津市では国民健康保険法に定められているものを含め、厚生労働省保険局からの通知に定められている繰入金について法定繰入金として取扱っている。

「一般財源化された経費」とは、国民健康保険の事務の執行に要する経費であり、職員等人件費の他、委託料、使用料・手数料等一般経費管理費が含まれている。

「保険基盤安定分」とは保険料軽減(世帯割及び均等割の7割、5割、2割)の対象となった被保険者の保険料のうち、軽減相当額を公費で補填するものであり、繰入金のうち、3/4を滋賀県、1/4を大津市が負担しているものである。

「国保財政安定化支援事業」とは、市町村国保財政の安定化、保険料負担の平準化等に資するために繰入れるもので、国からの交付税が措置されている。

「保険者支援制度繰入金」とは、中間所得者層を中心に保険料を軽減するために公費で補填するもので、国が1/2、滋賀県と大津市がそれぞれ1/4負担している。

「助産費等繰入金」とは、出産育児一時金に係る繰入であり、対象となるのは出産一時金の支給基準額の2/3に相当する額である。

「I. 国民健康保険の概要」の「2. 財政状況」の単年度収入にあるように、国全体で見ると一般会計繰入金(法定分)が4,330億円、一般会計繰入金(法定外)が3,979億円となっており、法定内と法定外は概ね同程度の額が繰入れられているが、大津市の場合是一般会計からの繰入金に占める法定外繰入金の割合は平成23年度で約3.7%となっている。

#### [歳出項目]

##### (1) 保険給付費

医療機関が作成したレセプトに基づき国保連に納付した保険者負担分の医療費等である。その主な内訳は以下のとおりである。

|          |               |
|----------|---------------|
| ①療養給付費   | 17,807,687 千円 |
| ②療養費     | 249,733 千円    |
| ③高額療養費   | 2,107,595 千円  |
| ④出産育児一時金 | 157,022 千円    |

(2) 後期高齢者支援金

大津市国民健康保険から後期高齢者医療保険への納付

(3) 介護保険納付金

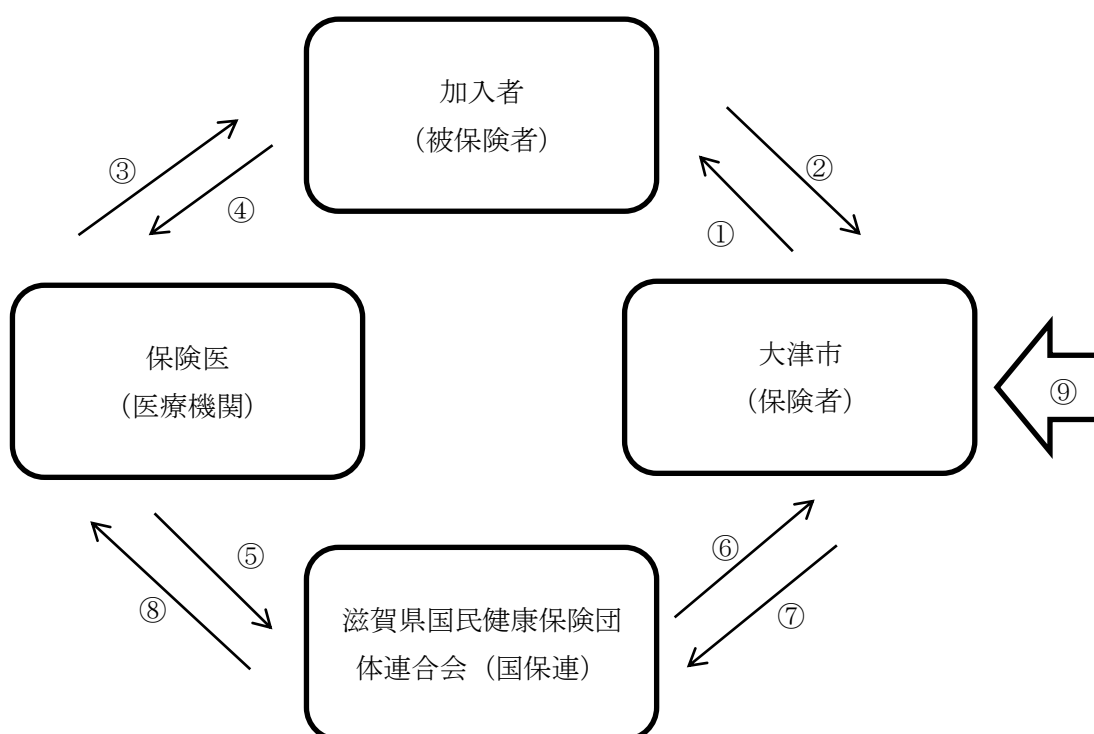
大津市国民健康保険から介護保険への納付

(4) 共同事業拠出金

前述した高額医療費に対応する共同事業への拠出金

2. 国民健康保険の仕組み

大津市における国民健康保険の仕組みは概ね以下のようになっている。



①保険料の決定、保険証の交付

②保険料の納付

③診療

④一部負担金の支払い

⑤医療費の請求

⑥医療費の結果報告及び請求

⑦医療費の支払い

⑧医療費の支払い

⑨国からの補助金等

保険者である大津市は被保険者から保険料を徴収し、国保連を通じて医療機関に医療費を支払っている。国保連は医療機関が作成したレセプト（診療報酬明細）を審査したうえ



で医療費を支払っている。

一部負担金の負担割合は以下のとおりである。

義務教育就学前の乳幼児・・・・・・・・・・2割（※1）

義務教育就学後～70歳未満・・・・・・・・・・3割（※2）

70歳以上75歳未満・・・・・・・・・・1割（現役並み所得者は3割）（※3）

（※1）0歳～就学前の乳幼児が医療機関等にかかったときの医療費のうち、保険診療の自己負担分（2割分）を全額助成している。

（※2）小学校1～3年生の子供が医療機関等にかかったときの医療費のうち、保険診療の自己負担分（3割分）の一部を助成している。

（※3）70歳～74歳の被保険者には大津市から「国民健康保険高齢受給者証」が交付され、医療機関では、患者の負担割合をこの高齢受給者証で確認する。

### 3. 加入者の状況

平成24年3月末現在で大津市の人口は340,339人、世帯数は138,919世帯となっている。そのうち、国民健康保険に加入しているのは78,998人（23.2%）、46,019世帯（33.1%）である。また、加入者を年齢別に分類すると0歳～19歳が8,981人（11.4%）、20歳～59歳が30,376人（38.4%）、そして60歳～74歳が39,641人（50.2%）と医療費の支出が多くなる60歳以上が半数以上を占める年齢構成となっている。

国民健康保険の加入及び脱退の手続きは以下のとおりである。

（加入手続き）

| 国民健康保険の被保険者になるとき                           | 手続きに必要なもの                        |
|--|----------------------------------|
| 他の市区町村から転入したとき                             | 転出証明書（外国人の場合は特別永住者証明書又は在留カードも必要） |
| 外国人が入国したとき（短期滞在者は除く）                       | パスポート・在留カード                      |
| 他の健康保険の被保険者でなくなったとき<br>他の健康保険の被扶養者からはずれたとき | 健康保険をやめた証明書                      |
| 子どもが生まれたとき                                 | 被保険者証・母子健康手帳                     |
| 生活保護を受けなくなったとき                             | 保護廃止決定通知書                        |

（脱退手続き）

| 国民健康保険の被保険者でなくなる時                      | 手続きに必要なもの           |
|--|---------------------|
| 後期高齢者医療制度の対象になったとき                     | 被保険者証               |
| 他の市区町村へ転出するとき                          | 被保険者証               |
| 他の健康保険の被保険者になったとき<br>他の健康保険の被扶養者になったとき | 国民健康保険と他の健康保険の被保険者証 |
| 生活保護を受けるようになったとき                       | 被保険者証・保護開始決定通知書     |

前述したように、国民健康保険は国民皆保険の基盤となる制度であり、他の医療保険に属していない者が被保険者となる。従って、他の医療保険等に属していない者を網羅的に

把握する必要があるが、現状は加入についても脱退についても本人からの申請に基づき手続きを行っており、故意に申請しない、あるいは申請が必要であることを知らない等により手続きが行われないことによって、無保険者や二重加入の問題が生じてくる。

加入に関しては、被保険者証がなければ保険給付が受けられないため、故意に国民健康保険に加入しないという意思がなければ手続きが遅れることがあっても、いずれは加入申請に来ると思われる。しかし、脱退に関しては、他の健康保険の被保険者になるにあたって、国民健康保険の脱退手続きをしないことにより、両方の健康保険に二重加入してしまう場合がある。特に世帯主以外の被保険者が他の健康保険の被保険者となった場合、二重加入であるという事実気づかないままに長期間保険料を二重に払い続けることもある。保険料の時効は 2 年と短期間であり、数年後に二重加入であることが発覚しても、すでに時効が成立している部分については返金がなされない。現行制度上、国民健康保険の脱退については本人からの申請がなければ手続きを行うことができず、また、大津市側からは他の健康保険への移行の状況を把握することができない。現状においては他の健康保険に移行した場合も、国民健康保険の脱退手続きが必要である旨を周知していくしかない。

#### 4. 国民健康保険料の内訳

国民健康保険の被保険者が納める保険料の内訳は以下のとおりとなっている。

| 年齢区分          | 医療分 | 後期高齢者支援金分 | 介護分 |
|---------------|-----|-----------|-----|
| 40 歳未満        | ○   | ○         | —   |
| 40 歳以上 65 歳未満 | ○   | ○         | ○   |
| 65 歳以上 75 歳未満 | ○   | ○         | (※) |

(※)65 歳以上 75 歳未満の介護分については国民健康保険料とは別に介護保険料として徴収される。

また、医療分、後期高齢者支援金分、介護分それぞれについて所得割、均等割、平等割に区分されており、大津市では平成 24 年度のそれぞれの料率を以下のとおり定めている。

| 区 分                 | 医療分       | 後期高齢者支援金分 | 介護分       |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 所得割（基準総所得金額に対する割合）  | 6.7%      | 2.3%      | 2.2%      |
| 均等割（被保険者 1 人当たりの金額） | 24,900 円  | 8,100 円   | 8,700 円   |
| 平等割(1 世帯当たりの金額)     | 17,700 円  | 5,700 円   | 4,500 円   |
| 最高限度額               | 510,000 円 | 140,000 円 | 120,000 円 |

基準総所得金額とは給与所得の場合は給与所得控除後の金額、事業所得の場合は総収入から必要経費を控除した後の金額から基礎控除（33 万円）を控除した金額である。

また、平成 23 年度における所得階層別世帯数は以下のとおりである。所得が 200 万円未

満の世帯が全体の 75.8%を占めている。(未申告世帯を除く)

| 所得階層        | 世帯数(世帯) | 構成割合(%) |
|-------------|---------|---------|
| 所得なし        | 15,809  | 29.4    |
| ～30万円       | 3,846   | 7.1     |
| 30～60万円未満   | 3,847   | 7.1     |
| 60～100万円未満  | 4,772   | 8.9     |
| 100～200万円未満 | 12,471  | 23.2    |
| 200～300万円未満 | 6,172   | 11.5    |
| 300～400万円未満 | 2,668   | 5.0     |
| 400万円以上     | 2,822   | 5.2     |
| 未申告         | 1,374   | 2.6     |
| 合計          | 53,781  | 100.0   |

表の世帯数は平成 23 年度中に保険料の調定があった世帯数であり、特定の時点での世帯数とは異なる。

また、所得階層欄で区分している所得は基礎控除後に世帯合算した基準総所得であり、世帯数は、世帯主が他の社会保険に加入している擬制世帯主の場合は、国民健康保険被保険者のみの所得を合算したものである。

未申告とは大津市国民健康保険の被保険者であるが、大津市に所得データがなく、保険料算定のための簡易申告書も提出されていない世帯である。

#### 保険料計算事例(平成 24 年度の保険料率で試算)

① 給与収入が 3,500 千円、世帯主(45 歳)、配偶者(42 歳)子ども 2 人(いずれも 16 歳未満)で世帯主のみに給与収入がある場合

給与所得控除後の金額 2,270 千円

基礎控除後の基準総所得 1,940 千円

(上記所得階層別の世帯数では、所得なしについて世帯数が多い階層に属している。)

| 区分    | 医療分       | 後期高齢者支援金分 | 介護分      | 保険料総額     |
|-------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 所得割   | 129,980 円 | 44,620 円  | 42,680 円 |           |
| 均等割   | 99,600 円  | 32,400 円  | 17,400 円 |           |
| 平等割   | 17,700 円  | 5,700 円   | 4,500 円  |           |
| 合計納付額 | 247,280 円 | 82,720 円  | 64,580 円 | 394,580 円 |

② 給与収入が 15,000 千円、世帯主（45 歳）、配偶者（42 歳）子ども 2 人（いずれも 16 歳未満）で世帯主のみに給与収入がある場合

給与所得控除後の金額 12,550 千円

基礎控除後の基準総所得 12,220 千円

| 区 分   | 医療分           | 後期高齢者支援金分     | 介護分           | 保険料総額     |
|-------|---------------|---------------|---------------|-----------|
| 所得割   | 818,740 円     | 281,060 円     | 268,840 円     |           |
| 均等割   | 99,600 円      | 32,400 円      | 17,400 円      |           |
| 平等割   | 17,700 円      | 5,700 円       | 4,500 円       |           |
| 合計納付額 | (※1)510,000 円 | (※1)140,000 円 | (※1)120,000 円 | 770,000 円 |

(※1)所得割、均等割、平等割の合計が最高限度額を超過するため、最高限度額が納付額となる。

### ③ 所得なし、単身世帯の場合

所得階層で最も比率が多いのは「所得なし」であり、その多くは1人世帯である（「6. 保険料の軽減と減免」参照）。保険料の軽減制度については「6. 保険料の軽減と減免」で述べることにするが、ここでは所得階層別で最も多い所得なしで単身世帯（介護分あり）の保険料を記載する。

| 区 分     | 医療分      | 後期高齢者支援金分 | 介護分     | 保険料総額    |
|---------|----------|-----------|---------|----------|
| 所得割     | －円       | －円        | －円      |          |
| 均等割(※2) | 7,470 円  | 2,430 円   | 2,610 円 |          |
| 平等割(※2) | 5,310 円  | 1,710 円   | 1,350 円 |          |
| 合計納付額   | 12,780 円 | 4,140 円   | 3,960 円 | 20,880 円 |

(※2)所得がないため、均等割と平等割については7割軽減措置を受けている。

この三つの例を比較すると給与収入が 3,500 千円の世帯では年間の保険料の収入に占める割合が 11.3%であることに対して、給与収入が 15,000 千円の世帯では 5.1%となっており、給与収入が 3,500 千円の世帯が収入に占める保険料の割合の面からは保険料負担が大きいことを示している。均等割と平等割という所得にかかわらず賦課されるものがあるうえ最高限度額が設定されているため、概ね所得が高いほど所得に対する保険料の比率は低くなる。ただし、例③のように所得がない場合は単身世帯での年間保険料が約2万円と、かなり少額となっているほか、一定の所得水準以下であれば、均等割及び平等割の2割あるいは5割が軽減となる。このため、保険料負担が重くなってしまうのは高所得者層や低所得者層よりも、軽減措置を受けることのできない中所得者層ということになる。

また、個人事業者の場合は必要経費控除後の利益が実質的な収入と考えられ、これは給与所得者の場合の給与所得控除後の金額に相当する。従って必要経費控除後の所得が 2,270 千円の場合は保険料が 394 千円となり、実質的な収入に占める割合は 17.4%と給

与所得者よりも更に負担が重くなっている。

以上は国民健康保険料のみの試算であるが、参考として国保料の他、所得税、市・県民税、国民年金も加えて収入に対する負担割合を試算してみる。

条件は上記の給与収入のみの 2 世帯で、所得控除は国民健康保険料、国民年金、配偶者控除及び基礎控除のみとする。また、国民年金保険料は二人で 360 千円とする。

(単位：千円、%)

| 項 目        | 給与収入 3,500 千円の世帯 | 給与収入 15,000 千円の世帯 |
|------------|------------------|-------------------|
| 国民健康保険料    | 394              | 770               |
| 国民年金保険料    | 360              | 360               |
| 所得税        | 38               | 1,981             |
| 市県民税       | 90               | 1,076             |
| 合計額        | 882              | 4,187             |
| 給与収入に対する割合 | 25.2             | 27.9              |

(注) 国民健康保険料と市県民税は所得のあった年度の翌年度に決定・賦課されるが、ここでは簡便化のため所得と同一年度として計算している。

所得が増加することにより所得税率が上昇するため、給与収入に対する割合はこれに伴い負担が増すことになる。

## 5. 保険料の決定

### (1) 保険料率の決定方法

国民健康保険料は必要となる保険収入総額を先に決めて次のように所得等に按分して賦課する方式になっている。

#### (ア) 医療分保険料 (基礎賦課額)

|                |            |                  |
|----------------|------------|------------------|
| 予測される医療費総額     |            |                  |
| 医療分保険料 (基礎賦課額) | 国や県からの補助金等 | 医療機関の窓口で支払う自己負担分 |

まず、過去の実績等から予測される医療費総額を算定し、ここから国や県からの補助金等及び窓口で支払う自己負担分を控除して必要となる保険料を決定する。この時、回収不能となる保険料があれば必要な金額に満たなくなるため、過去の収納実績を勘案して、未回収が発生しても必要額に達成するように基礎賦課総額を決定する。

大津市では、平成 24 年度の保険料決定の際には予定される収納率を 93%として、必要となる保険料である 4,873,757 千円を 0.93 で除して基礎賦課総額 5,240,599 千円を算定している。このように保険料率の算定には予定収納率を考慮するため、収納率が低下すると基礎賦課総額が大きくなり、結果として各個人の負担額が大きくなることを意味している。被保険者の保険料負担を少なくするためにも収納率の向上が望まれる。

算定された基礎賦課総額はこれを所得割 (50%)、均等割 (35%)、平等割 (15%) に按分

され、それぞれについて所得割は基準所得額で除し、均等割は被保険者数で除し、平等割は世帯数で除して保険料率を算定している。

| 賦課割合    | 計算式   | 決定料率      |
|---------|---|-----------|
| 所得割 50% | $(2,620,301 \text{ 千円} + 375,156 \text{ 千円}) \div 44,614,697 \text{ 千円}$<br>限度超過額 (※) | 6.7%      |
| 均等割 35% | $1,834,209 \text{ 千円} \div 73,359 \text{ 人}$  | 24,900 円  |
| 平等割 15% | $786,089 \text{ 千円} \div 43,950 \text{ 世帯}$   | 17,700 円  |
| 最高限度額   |   | 510,000 円 |

(※) 加入世帯単位で年間保険料の負担限度額が規定されており、単純に必要な額を基準所得額で除した保険料率を適用しても必要額に満たなくなるため、限度超過によって徴収できない金額を試算し、これを必要額に加算することによって調整を行っている。このため、限度額の設定により、純粋に定率で計算するならば高額所得者が負担すべき保険料を低所得者も含めた所得割が課税される全世帯で負担するという制度になっている。

また、計算式の結果得られる数値と決定料率とは、若干異なるが、これは過去の実績推移も配慮したうえで料率が決定されるためである。

#### (イ) 支援金分保険料（後期高齢者支援金等賦課額）

後期高齢者支援金等賦課額及び介護分保険料については保険料決定に係る基本的な考え方は①医療分保険料と同様である。

| 予測される後期高齢者医療費総額     |                      |       |
|---------------------|----------------------|-------|
| 支援金分保険料<br>(74 歳以下) | 後期高齢者保険料<br>(75 歳以上) | 国の公費等 |

平成 24 年度に予測される後期高齢者医療費総額から後期高齢者保険料や国からの公費等を控除した、支援金分保険料は 1,630,568 千円であり、予定収納率を勘案した後期高齢者支援金賦課総額は 1,753,299 千円となっている。

| 賦課割合    | 計算式   | 決定料率      |
|---------|---|-----------|
| 所得割 50% | $(876,651 \text{ 千円} + 159,492 \text{ 千円}) \div 44,614,697 \text{ 千円}$<br>限度超過額 | 2.3%      |
| 均等割 35% | $613,654 \text{ 千円} \div 73,359 \text{ 人}$                                      | 8,100 円   |
| 平等割 15% | $262,994 \text{ 千円} \div 43,950 \text{ 世帯}$                                     | 5,700 円   |
| 最高限度額   |   | 140,000 円 |

(ウ) 介護分保険料 (介護納付金賦課額)

|                     |                 |       |     |
|---------------------|-----------------|-------|-----|
| 予測される介護サービス費総額      |                 |       |     |
| 介護分保険料<br>(40歳～64歳) | 介護保険料<br>(65歳～) | 国の補助等 | 利用料 |

平成 24 年度に予測される介護サービス費総額から、介護サービス利用料、国の補助金等及び介護保険の第 1 号被保険者として徴収される介護保険料を差し引いた介護分保険料は 677,208 千円であり、予定収納率を勘案した介護納付金賦課総額は 728,181 千円となっている。

| 賦課割合    | 計算式         |                                      | 決定料率      |
|---------|-------------|--------------------------------------|-----------|
| 所得割 50% | (364,091 千円 | + 86,418 千円) -20,330,567 千円<br>限度超過額 | 2.2%      |
| 均等割 35% | 254,863 千円  | -28,835 人                            | 8,700 円   |
| 平等割 15% | 109,227 千円  | -22,944 世帯                           | 4,500 円   |
| 最高限度額   |             |                                      | 120,000 円 |

なお、大津市国民健康保険の保険料率は大津市国民健康保険運営協議会の審議を経て市長が決定する。大津市国民健康保険運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員 5 名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5 名、公益を代表する委員 5 名、被用者保険等保険者を代表する委員 3 名の合計 18 名で構成されており、(平成 24 年 12 月 1 日現在) 協議会の議事録 (要旨) 及び資料については大津市のホームページで公開されている。

(2) 保険料率の推移

大津市における国民健康保険料率の過去5年間の推移は以下のとおりである。

(単位：円、%)

| 医療分   |     | 平成20年度  | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  | 平成24年度  |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 料率    | 所得割 | 7.0     | 7.1     | 7.1     | 6.7     | 6.7     |
|       | 均等割 | 26,700  | 27,000  | 25,800  | 24,300  | 24,900  |
|       | 平等割 | 19,800  | 19,800  | 18,600  | 17,400  | 17,700  |
| 最高限度額 |     | 470,000 | 470,000 | 500,000 | 510,000 | 510,000 |

| 後期高齢者支援分 |     | 平成20年度  | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  | 平成24年度  |
|----------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 料率       | 所得割 | 1.9     | 2.0     | 2.2     | 2.0     | 2.3     |
|          | 均等割 | 7,200   | 7,800   | 7,800   | 7,200   | 8,100   |
|          | 平等割 | 5,400   | 5,700   | 5,700   | 5,100   | 5,700   |
| 最高限度額    |     | 120,000 | 120,000 | 130,000 | 140,000 | 140,000 |

| 介護分   |     | 平成20年度 | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  | 平成24年度  |
|-------|-----|--------|---------|---------|---------|---------|
| 料率    | 所得割 | 1.9    | 1.9     | 2.0     | 2.0     | 2.2     |
|       | 均等割 | 8,100  | 8,100   | 8,100   | 8,400   | 8,700   |
|       | 平等割 | 4,500  | 4,500   | 4,500   | 4,500   | 4,500   |
| 最高限度額 |     | 90,000 | 100,000 | 100,000 | 120,000 | 120,000 |

| 合計    |     | 平成20年度  | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  | 平成24年度  |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 料率    | 所得割 | 10.8    | 11.0    | 11.3    | 10.7    | 11.2    |
|       | 均等割 | 42,000  | 42,900  | 41,700  | 39,900  | 41,700  |
|       | 平等割 | 29,700  | 30,000  | 28,800  | 27,000  | 27,900  |
| 最高限度額 |     | 680,000 | 690,000 | 730,000 | 770,000 | 770,000 |

医療分に関しては低下傾向にあるが後期高齢者支援分及び介護分についてはやや増加傾向にある。合計では概ね安定していると言える。



(3) 他の自治体との比較

平成 23 年度における中核市の保険料等は以下のとおりとなっている。

| 市名   | 所得割 (%) | 資産割 (%) | 均等割 (円) | 平等割 (円) | 限度額 (円) | モデル世帯保険料 (円) |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------|
| 大津市  | 10.70   | 0.00    | 39,900  | 27,000  | 770,000 | 348,490      |
| 函館市  | 17.83   | 0.00    | 40,280  | 42,390  | 760,000 | 484,270      |
| 東大阪市 | 13.90   | 0.00    | 43,560  | 30,600  | 730,000 | 419,450      |
| 下関市  | 16.40   | 0.00    | 35,200  | 35,600  | 770,000 | 436,280      |
| 旭川市  | 16.40   | 0.00    | 38,230  | 35,000  | 730,000 | 448,500      |
| 和歌山市 | 14.61   | 0.00    | 44,160  | 33,720  | 770,000 | 436,820      |
| 久留米市 | 14.14   | 0.00    | 49,400  | 28,600  | 730,000 | 432,930      |
| 秋田市  | 14.61   | 0.00    | 38,530  | 44,710  | 770,000 | 424,910      |
| 大分市  | 13.20   | 0.00    | 41,700  | 37,500  | 770,000 | 408,740      |
| 高知市  | 14.64   | 0.00    | 37,800  | 39,000  | 770,000 | 419,080      |
| いわき市 | 13.50   | 14.00   | 33,800  | 35,900  | 730,000 | 391,550      |
| 豊中市  | 12.00   | 0.00    | 50,885  | 27,667  | 750,000 | 406,455      |
| 奈良市  | 12.20   | 0.00    | 49,800  | 30,600  | 730,000 | 401,140      |
| 高崎市  | 11.20   | 14.00   | 45,800  | 37,400  | 770,000 | 395,840      |
| 盛岡市  | 13.50   | 0.00    | 34,600  | 37,700  | 770,000 | 388,750      |
| 宮崎市  | 12.90   | 0.00    | 38,500  | 35,700  | 730,000 | 387,130      |
| 青森市  | 13.79   | 0.00    | 36,000  | 31,500  | 650,000 | 382,510      |
| 鹿児島市 | 13.00   | 0.00    | 34,600  | 36,800  | 770,000 | 377,500      |
| 高松市  | 8.90    | 27.50   | 36,600  | 27,800  | 770,000 | 323,380      |
| 倉敷市  | 11.30   | 0.00    | 38,760  | 34,080  | 770,000 | 363,910      |
| 長崎市  | 11.90   | 0.00    | 38,300  | 26,800  | 770,000 | 361,330      |
| 富山市  | 10.90   | 0.00    | 41,160  | 32,640  | 730,000 | 361,310      |
| 宇都宮市 | 10.40   | 0.00    | 39,700  | 33,900  | 730,000 | 349,980      |
| 柏市   | 9.90    | 0.00    | 49,000  | 13,000  | 770,000 | 348,330      |
| 長野市  | 11.70   | 0.00    | 28,320  | 30,960  | 730,000 | 324,510      |
| 前橋市  | 9.96    | 0.00    | 39,360  | 21,600  | 770,000 | 319,450      |
| 船橋市  | 10.33   | 0.00    | 41,060  | 0       | 770,000 | 317,530      |
| 川越市  | 10.95   | 0.00    | 37,200  | 0       | 690,000 | 313,660      |
| 高槻市  | 10.73   | 0.00    | 11,269  | 75,750  | 720,000 | 295,182      |
| 豊田市  | 7.53    | 0.00    | 38,200  | 32,100  | 770,000 | 294,850      |
| 横須賀市 | 8.26    | 0.00    | 29,520  | 45,360  | 730,000 | 287,460      |
| 尼崎市  | 15.12   | 0.00    | 47,928  | 34,068  | 730,000 | 457,400      |
| 松山市  | 15.50   | 0.00    | 38,880  | 33,480  | 770,000 | 433,210      |
| 西宮市  | 11.00   | 0.00    | 46,680  | 26,400  | 750,000 | 374,020      |
| 姫路市  | 12.20   | 14.20   | 37,240  | 26,210  | 770,000 | 367,330      |
| 福山市  | 13.41   | 0.00    | 37,800  | 27,720  | 770,000 | 388,220      |
| 郡山市  | 12.50   | 0.00    | 35,800  | 30,000  | 770,000 | 366,750      |
|      |         |         |         |         |         |              |
| 平均   | 12.46   | 1.88    | 39,068  | 31,872  | 750,000 | 379,410      |

中核市の内所得割の算定方式が市民税所得割となっている市は除いている。

モデル世帯とは、夫、妻、子 2 人の 4 人世帯（所得は夫のみ 200 万円で資産割算定時の資産税額は 5 万円）を想定している。

中核市では所得割の平均保険料率が 12.46%、モデル世帯での平均保険料が 379,410 円と

なっているが、この中で大津市の順位は中核市 37 市の中で所得割の保険料率では第 8 番目、モデル世帯での保険料は第 10 番目の低さとなっている。また、平等割の金額でも第 8 番目の低さ（平等割が課されない 2 市を含む）であるが、均等割は中核市の平均を上回っている。

#### （４）保険料の決定

大津市では、各世帯の保険料は住民情報システムにて計算される。住民情報システムには国民健康保険に加入しているか否かを問わず、大津市内に住所を有している全員のデータが登録されている。この住民情報システムに所得データを取り込み、決定された保険料率を登録することにより、各世帯の保険料が計算される。所得データは市民税課で把握している税務データを基にしている。保険年金課では保険料に誤りがないよう、保険料率の決定前に複数回のリハーサルを実施し、システムに不備が発生していないことを確認している。また、保険料率決定後にも実績値で計算したのち、サンプリングによって計算結果に誤りがないことを確認している。

保険料は住民情報システムに所得データを取り込むことによって計算されるが、所得データがなく、他の被保険者の扶養家族にもなっていない被保険者がいる。主な原因としては、1月1日以降に大津市に転入してきたために大津市に所得データがない、あるいは、住民登録は大津市だが大津市以外で地方税が課税されている場合及び所得がないため確定申告をしていない等が主な原因である。このような被保険者に対しては、保険料の計算ができないため、保険料を計算するための「国民健康保険料に係る所得申告書」（簡易申告書）を提出してもらうことになっている。簡易申告書は毎年 3,000 件程度に対して発送され、2,000 件程度が回収されている。保険年金課では簡易申告書に記載された所得を基に保険料を計算し、被保険者に変更後の保険料を通知している。

また、簡易申告書提出後に、所得税や市民税の申告書の提出により所得データが更新された場合は、税務申告書によるデータが正として取り扱われるため、簡易申告書と記載内容が異なっていた場合は税務の申告書に基づいた所得で保険料が計算され決定される。

税務データがなく、簡易申告書も提出しない被保険者は未申告として取り扱われる。特に罰則はないが、所得が無かったとしても保険料の軽減や減免を受けることはできない。

## 6. 保険料の軽減と減免

### (1) 保険料の軽減

所得申告をした世帯で、世帯主及び世帯の被保険者の所得金額が、以下のような場合は保険料の均等割・平等割を軽減している。

| 減額の内容            | 平成 23 年中の世帯の総所得金額                                       |
|------------------|---|
| 均等割及び平等割の 7 割を軽減 | 33 万円以下   |
| 均等割及び平等割の 5 割を軽減 | 33 万円+24 万 5 千円×(世帯主以外の被保険者の人数と世帯主以外の特定同一世帯所得者数の合算数) 以下 |
| 均等割及び平等割の 2 割を軽減 | 33 万円+35 万円×(世帯に属する被保険者の人数と世帯に属する特定同一世帯所属数の合算数) 以下      |

- ・所得金額には擬制世帯主（国保加入していない世帯主）の所得も合算する。
- ・特定同一世帯所得者とは、後期高齢者医療の被保険者のうち、次のア及びイに該当する者をいう。

ア) 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者。

イ) 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一世帯に属する国民健康保険の世帯主と当該日以後継続して同一世帯に属する者。

平成 23 年度における軽減額及び軽減世帯数は、以下のとおりとなっている。(平成 24 年 3 月時点での累計額)

| 軽減世帯   | 世帯数(世帯)  | 均等割軽減額(千円) |
|--------|----------|------------|
|        | 被保険者数(人) | 平等割軽減額(千円) |
| 7 割軽減  | 14,006   | 435,460    |
|        | 19,802   | 210,448    |
| 5 割軽減  | 2,101    | 84,008     |
|        | 5,271    | 22,861     |
| 2 割軽減  | 5,512    | 65,700     |
|        | 10,156   | 24,132     |
| 軽減非(※) | 40       | 466        |
|        | 61       | 223        |

7 割軽減措置を受けている世帯は 14,006 世帯で、被保険者数が 19,802 人であることから、その多くは 1 人世帯であることがわかる。

「4. 国民健康保険料の内訳」に掲載している所得階層別の世帯数では「所得なし」世帯が 15,809 世帯となっており、この表における 7 割軽減世帯数と 1,803 世帯の差が発生している。通常所得のない世帯は 7 割軽減が該当するため、集計時点での差を除けば世帯数は一致すると思われるが、所得階層別の世帯数では、世帯主が他の社会保険に加入してい

る擬制世帯主の所得を加味していないが、軽減措置については擬制世帯主の所得も合算したところで判定されるため、軽減措置を受けられる世帯数は少なくなる。

(※)軽減非とは、当初軽減世帯として保険料が軽減されていたが、年度の途中で軽減が適用されなくなった被保険者世帯をいう。

## (2) 保険料の減免

保険料の納付が困難で次にあげる要件に該当する者に対しては、大津市国民健康保険条例に従い、申請することにより保険料の減免措置を受けることができる。

- ・母子家庭又は父子家庭で、その属する世帯の世帯主及び被保険者全員が当該年度市民税の所得割が非課税である世帯。
- ・納付義務者（世帯主）が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を交付され、その属する世帯の世帯主及び被保険者全員が当該年度市民税の所得割が非課税である世帯。
- ・災害、休廃業、疾病、負傷等により所得が減少し生活が著しく困難となった世帯。
- ・公共事業供用のため居住用資産等を国・県・市等へ譲渡等をした者。
- ・債務の返済又は居住用資産の買い替えのため、居住用資産を譲渡した者。
- ・75歳以上の者が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被保険者（65歳から74歳）が新たに国民健康保険に加入する世帯。（この場合、対象となる世帯については事前に保険年金課より減免申請書を送付する。）

平成23年度における保険料減免実施の理由別件数及び減免額は以下のとおりである。

| 区 分             | 件数（件） | 減免額（千円） |
|-----------------|-------|---------|
| 母子(4)           | 225   | 10,536  |
| 身障(4)           | 139   | 6,936   |
| 所得減少(2)(3)      | 146   | 15,419  |
| 公共(6)           | 10    | 1,786   |
| 災害(1)           | 5     | 1,520   |
| 返済による居住用資産売却(5) | 1     | 564     |
| 給付制限（収監者）(8)    | 9     | 602     |
| 被用者保険からの移行(7)   | 268   | 6,663   |
| 合 計             | 803   | 44,030  |

## 7. 保険料の徴収

### (1) 徴収方法

大津市では国民健康保険料の徴収方法として納付書による納付、口座振替による納付が

ある。納付書によって現金納付する場合は、大津市役所の保険年金課、市内の各支所（市民センター）及び指定の金融機関で行うことができる。この他、平成 24 年 5 月からはコンビニエンスストアでの納付も可能となっている。

また、年金受給者で以下の全ての条件に該当する被保険者については、年金から保険料が天引きされる特別徴収となる。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者であること
- ② 世帯内の国民健康保険の被保険者が全員 65 歳から 74 歳であること
- ③ 特別徴収の対象となる年金の年額が 18 万円以上であり、国民健康保険料と介護保険料を合わせた額がその年金額の 2 分の 1 を超えないこと

ただし、上記条件がすべて該当していても口座振替により納付している場合は特別徴収とはならず口座振替で納付することができる。

納付書及び口座振替による場合は毎年 6 月から翌年の 3 月までの 10 回で納付することになっており、納期限はそれぞれの月の月末である。一方、年金からの天引きの場合は年 6 回の年金支給時に特別徴収される。

## （2）未収債権の回収手続き

国民健康保険料（税）の滞納が発生した場合の対応については「国民健康保険料（税）債権管理マニュアル」に規定されている。

滞納債権の回収業務は概ね以下のとおりであり、滞納者に対し何らかの行動を実施したときはその内容を滞納整理システムに入力することとされている。

- ① 納期限までに保険料が完納されない場合は、期限の翌日から起算して 20 日目に指定して督促状を発行する。督促状が返送されてきた場合は直ちに所在調査を行い、判明した転居先に改めて送付する。
- ② 督促状を送付し、期限までに納付がなされない場合には、随時催告を行う。催告の方法は、文書、電話及び現地訪問を通じて行う。
- ③ 年間の保険料について全くの未納となった場合、翌年度からは、被保険者証が有効期間 6 ヶ月となる短期証に切り替わる。短期証の場合、受けられる保険給付の内容は一般と同じであるが、有効期間が短くなるだけでなく、原則として市役所まで保険証を取りに行かなければならない。
- ④ 短期証に切り替わった後も滞納状況に改善が見られず、また、連絡も取れない、約束を守らない等、誠意が見られない滞納者については、短期証に代わって、資格証明書を交付することになる。資格証明書になると医療機関窓口での支払が全額自己負担となる。資格証の交付は配達証明郵便によっている。

滞納債権の納付は納付書及び口座振替によるものとし、納付書の場合は原則として保険年金課の窓口、各支所、指定の金融機関、又はコンビニエンスストアで納付することとなっている。しかし、諸般の事情で市役所あるいは金融機関に出向けない被保険者については徴収員が自宅を訪問し保険料を徴収することもある。

徴収員は大津市長の委嘱を受けて国民健康保険料の収納等に関する業務に従事する非常

勤の嘱託員である。その業務は国民健康保険料の収納のほか、被保険者の異動状況の把握、調査及び連絡並びに被保険者の届出指導に関すること等である。

徴収員は保険料の徴収に当たって、連番管理されている納付書（3枚複写）に必要事項を記入し、そのうち1枚を領収書として被保険者に交付し、残りのうち1枚を現金とともに指定の金融機関に納付し、1枚は保管する。金融機関に納付する際には納付書だけでなく、「国民健康保険料払込書」を作成し同時に金融機関に提出する。国民健康保険料払込書は2枚複写になっており、納付書と同じ情報を1枚の用紙に12件まで記載することができ、同時に納付する納付書の一覧表になるとともに、金融機関への払込の領収書でもある。金融機関では、納付書と払込書の記載内容が同一であることを確認して収納印を押印した後2枚複写のうちの1枚を徴収員に返却する。徴収員は返却された払込書とともに日々の徴収活動を記録した「国民健康保険料徴収員業務日計報告書」を作成して保険年金課に提出する。

### （3）滞納者への対応

滞納が長期間に及んでくると、金額も多額となるため、債権の回収がさらに困難となってくる。滞納者との交渉にあたっては相手方の現況を十分に把握したうえで納付計画を立てることとなる。原則は一括での納付であるが、所得状況等から一括での納付が困難であると判断した場合は、現年分と過年度分を合わせて完納される納付計画を立てるものとしている。なお、現年分と過年度分の両方に滞納がある場合は、まず現年分を優先して納付し、その後に過年度分を納付するように指導を行っている。また、保険料の時効は2年と短期間であることから、時効が成立しないよう、債務承認、分納誓約書の入手、差押え等により、時効を中断し、できる限り過年度分の債権の回収に努めている。

また、債権管理マニュアルでは納付約束不履行や再三の催告や呼び出しに応じない滞納者に対しては適宜、差押えを行い、納付相談機会創出と未収金の確保を図るものとされている。差押えは現在のところ預貯金に限られており、実行する際には、対象者に対し、直前通知を送付するものとされている。このため、実行前に納付相談に応じる、あるいは実行されることによって時効の中断が成立するという効果があるものの、実際に差押えられた金額は1件当たり数百円程度の場合があるなど未収金の回収としての実効性は乏しいものとなっている。

なお、債権管理マニュアルでは未納となっている国民健康保険料に対しては、死亡、行方不明、生活困窮などやむを得ない理由により、未納となっていると判断しており、延滞金を徴収しないものとされている。

### （4）不納欠損処理

滞納された保険料（税）のうち、死亡、行方不明、生活困窮などやむを得ない理由により、時効が成立した債権については、速やかに不納欠損処理を行い、回収可能な債権の回収に努めるものとしている。

なお、過去5年間の不納欠損の状況は以下のとおりである。（国民健康保険料及び国民健康保険税の合計）

(単位：千円)

| 年 度   | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 不納欠損額 | 518,354  | 328,244  | 175,803  | 372,291  | 513,655  |

また、平成 23 年度に不納欠損処理した債権の状況は以下のとおりとなっている。

(単位：件、千円)

| 債務者の状況  | 件 数   | 金 額     |
|---------|-------|---------|
| 死亡      | 117   | 6,954   |
| 行方不明者   | 987   | 45,041  |
| 生活保護受給者 | 319   | 19,571  |
| 遠隔地転出者  | 664   | 35,046  |
| 生活困窮者   | 4,665 | 407,041 |
| 合 計     | 6,752 | 513,655 |

不納欠損処理した金額のうち約 8 割が生活困窮者となっている。

#### (5) 滞納整理システム

大津市では滞納債権の管理をするために平成 23 年度から滞納整理システムを導入している。滞納管理システムには滞納債権のみならず全被保険者のデータが収納されており、被保険者の同一世帯の家族についてもデータがある。

滞納整理システムでは、特定した個人の情報を検索することはできるが、一定の残高以上の被保険者を抽出する等の集計機能が備わっていない。また、不納欠損処理した債権については当該債権に係るすべての情報が当該システムから削除されてしまうため、過去の滞納の状況や不納欠損処理の状況を把握するには個別に他の資料を調べるしかない。滞納債権を管理するシステムとしてはさらなる機能の充実が望まれる。

## 8. 収納状況

大津市における平成 21 年度から平成 23 年度の保険料の収納状況は、以下のとおりである。

現年分

(単位：千円)

| 年度       | 調定額       | 収納額       | 収納率   | 不納欠損額 |
|----------|-----------|-----------|-------|-------|
| 平成 21 年度 | 7,798,488 | 7,086,922 | 90.9% | —     |
| 平成 22 年度 | 7,476,332 | 6,861,571 | 91.8% | —     |
| 平成 23 年度 | 7,096,720 | 6,566,810 | 92.5% | —     |

繰越分 (保険税含む)

(単位：千円)

| 年度       | 調定額       | 収納額     | 収納率   | 不納欠損額   |
|----------|-----------|---------|-------|---------|
| 平成 21 年度 | 1,678,225 | 192,677 | 11.5% | 175,803 |
| 平成 22 年度 | 1,981,899 | 208,671 | 10.5% | 372,291 |
| 平成 23 年度 | 1,978,526 | 212,109 | 10.7% | 513,655 |

大津市の現年分保険料の収納率は、平成 23 年度で 92.5%と中核市 41 市の中で 4 番目に

位置している（平成 23 年度の中核市平均は 87.9%）。これに対し、繰越分については 10.7% となっており、中核市の中で 32 番目の収納率である（平成 23 年度中核市平均は 16.0%）。現年分の収納率に対して繰越分の収納率が低いのは滞納者からの納付の際、現年分に優先的に充当していき、現年分を完納したのちに繰越分に充当していくとともに、時効を中断させ、できる限りの回収に努めるという方針がとられているためである。繰越分の収納率については時効の成立に伴い、不納欠損処理を行うことによって分母となる債権総額が減少して収納率の上昇につながる。従って繰越分の収納率だけを比較しても収納状況の良否を判断することはできず、滞納債権に対して市がどのような態度で臨んでいくか、そして実際にいくら回収できたかという点が重要である。

## 9. 医療費の支払い

被保険者が医療機関で診療を受けると、その医療費の一部を自己負担分として窓口で支払い、保険者負担分については医療機関から国保連に請求を行うことになる。国保連への請求は、レセプトによって行われ、国保連では作成されたレセプトを点検する。点検は 2 段階行われ、まず、単月でレセプトの記載誤りがないかどうか、及び適切な診療及び投薬が行われているかを審査する（1 次審査）。次に同一被保険者、同一医療機関のレセプトを複数月で点検し、適切に行われているかを審査する（2 次審査）。従来は 1 次審査を国保連で行い、2 次審査は大津市で行っていたが、平成 22 年度より 2 次審査を国保連に委託している。

このレセプト点検によって適正と認められたレセプトについて国保連から保険者である大津市に請求が行われる。そして国保連から元の請求者である医療機関へ診療費が支払われる。



### [3] 直営診療所

#### 1. 直営診療所の状況

大津市国民健康保険が直営で運営している診療所は、国民健康保険葛川診療所のみである。当診療所は、医療の公平受益という見地から山間部である葛川地区に診療所を設置し、学区住民はもとより近隣施設少年自然の家やキャンプに訪れる人々の健康増進と医療の確保に努めている。なお、勤務する医師は、葛川保育園の嘱託医として園児の定期健康診断等の業務、並びに葛川少年自然の家の指定医師として利用者の病気、けがに対する初期治療等の業務にも携わっている。

なお、平成 23 年度の葛川診療所の決算を表した平成 23 年度大津市国民健康保険事業特別会計（直営勘定）の歳入及び歳出は以下のとおりである。

| (単位：千円)  |           |        |        |        |
|----------|-----------|--------|--------|--------|
| 歳入       |           | 歳出     |        |        |
| 科目       | 金額        | 科目     | 金額     |        |
| 診療報酬     | 国保診療報酬    | 1,573  | 職員給与   | 7,593  |
|          | 社保診療報酬    | 213    |        |        |
|          | その他診療報酬   | 438    |        |        |
|          | 一部負担金     | 1,050  | 管理費    | 13,516 |
|          | 後期高齢者診療報酬 | 4,528  |        |        |
| 計        | 7,805     |        |        |        |
| 使用料及び手数料 | 17        |        |        |        |
| 事業勘定繰入金  | 18,000    | 医業費    | 4,628  |        |
| 繰越金      | 736       |        |        |        |
| 雑入       | 223       |        |        |        |
| 歳入合計     | 26,782    | 歳出合計   | 25,737 |        |
|          |           | 歳入歳出差引 | 1,045  |        |

歳入合計が歳出合計よりも多くなっているが、歳入には事業勘定繰入金 18,000 千円が含まれており、これは診療所の赤字を補うために国民健康保険事業特別会計（事業勘定）から繰入れられたものであるため、当該繰入金及び前年度からの繰越金 736 千円を除いた診療所の実質的な単年度収支は 17,691 千円の赤字となっている。平成 24 年度では診察日を週 5 日から週 4 日に減らし、大津市の職員を嘱託職員に変更することで、5,000 千円以上の人件費削減を見込んでおり、収支の改善に努めている。

## II. 監査手続

・ 大津市国民健康保険特別会計について以下の監査手続を実施した。

### 1. 全般事項

- (1) 保険年金課及び市民税課の担当者からの制度の内容、事務の執行状況等についてのヒアリングを実施した。
- (2) 国民健康保険特別会計の過去 4 年間の決算書の入手及び分析各種統計資料の入手、検討した。
- (3) 特別会計の主な歳入歳出項目についての内容検討及び根拠資料の入手、検証した。

### 2. 賦課手続

- (1) 担当者に対するヒアリングを実施した。
- (2) 保険料率に関する各種統計資料等の入手、検討した。
- (3) 保険料の決定について「大津市国民健康保険運営協議会」の資料及び決裁文書を手、検証した。
- (4) 簡易申告書の閲覧、記載内容の検討をした。

### 3. 収納手続

- (1) 担当者に対するヒアリングを実施した。
- (2) 収納率等に関する各種統計資料の入手、検討した。
- (3) 「国民健康保険料」を入手し、未収債権の管理及び回収規定について検証した。
- (4) 滞納整理システムの入力状況を検討、必要に応じて端末の画面を確認した。
- (5) 滞納者の状況及びその対応について検討した。
- (6) 未使用の納付書の管理状況を確認した。

### 4. 給付手続

- (1) 担当者に対するヒアリング実施した。
- (2) 医療費に関する各種統計資料の入手、検討した。
- (3) 滋賀県国民健康保険団体連合会からの国民健康保険診療報酬等請求内訳書を手し請求内容を検討した。
- (4) レセプト点検業務負担金に関する資料を手し支払内容について検討した。

### 5. 直営診療所

- (1) 担当者に対するヒアリングを実施した。
- (2) 決算書を手し内容を検討した。

### Ⅲ. 監査結果

#### [1] 賦課手続

##### 1. 所得なし世帯の分析について

「Ⅰ 概要 [2] 大津市の国民健康保険 4. 国民健康保険料の内訳」に記載のとおり、所得階層別に被保険者世帯を集計すると、所得なしの世帯が全体の 29.4%を占め、最も多くなっている。この世帯では所得割は当然のことながら課税されず、均等割と平等割も、その7割が軽減されており、単身世帯では年間の保険料が2万円程度となっている。

軽減された保険料の不足分は5割軽減、2割軽減分も含め、滋賀県が3/4、大津市が1/4を負担しており、平成23年度では一般会計から繰入れられている保険基盤安定分799,483千円がこれに該当する。即ち、低所得者の保険料軽減分は滋賀県民及び大津市民の税金で補てんされていることになる。

所得なしの世帯が、どのような収入を基に生計を維持しているかについては、分析されていない。保険料の軽減も、これに対応する一般会計からの繰入れも制度に則った措置であるため、これ自体に問題があるわけではない。しかし、軽減が適正に実施されていることを確認することは重要なことで、そのためには、特に全体の約3割を占める所得なしの世帯が、どのように生計を維持しているかを把握し、分析し、必要に応じて簡易申告書等に虚偽の記載がなされていないかどうかについて調査を実施すべきである。

#### [2] 収納手続

##### 1. 延滞金の徴収について

現在、大津市では未納となっている国民健康保険料(税)に対して、延滞金を徴収していない。このことは「国民健康保険料(税)債権管理マニュアル」に明記されており、その根拠としては「保険料(税)の未納については、死亡、行方不明、生活困窮などやむを得ない理由により、未納となっていると判断している。」とされている。

しかし、大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例によると、第3条で「分担金等の納入義務者が分担金等を納期限までに納入しないため督促したときは、延滞金を徴収する。」となっており、第4条で「市長は、納入義務者が分担金等を納期限までに納入しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは前条に規定する延滞金を減額又は免除することができる。」となっている。従って当然のことながら延滞金の減額及び免除は例外規定であってマニュアルにて一律に延滞金を徴収しないことを定めているのは適当ではない。あくまでも条例に則って原則延滞金を課し、免除、減額については特例として個別に判断を行うべきである。

#### IV. 意見

##### [1] 賦課手続

###### 1. 簡易申告の取り扱いについて

国民健康保険の保険料は、原則として、確定申告書等の税務データを基に計算されている。

しかし、大津市に税務データがない被保険者に対しては保険年金課より簡易申告書を送付し、これに所得情報を記入、提出してもらうことにより保険料を算定する。毎年 3,000 件程度発送しており、このうち 2,000 件程度について回答がある。未回答の被保険者に対しては均等割と平等割が課されることになる。

この簡易申告書について一部を閲覧したところ、所得が記載されており、大津市で市民税を課税すべきではないかと思われるものも見受けられた。市民税課でも、毎年、この簡易申告書を閲覧し市民税の課税の可否について調査を行っているとのことである。しかし、保険年金課ではこの簡易申告書をシステムに入力し、保険料を算定しているのであるから、このデータを市民税課に提供することにより、現在よりも効率的な市民税賦課のための基礎データの収集が実施できると思われるので検討されたい。

##### [2] 収納手続

###### 1. 大口滞納者の状況と差押えの有効性について

国民健康保険料について平成 24 年 9 月末時点での滞納債権の状況の調査を行ったところ、滞納金額上位 10 者の年度別及び合計残高は、以下のような状況であった。

(単位：千円)

| 滞納者 | 滞納金額  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | 合計    | H24 | H23 | H22 | H21 | H20 | H19 | H18 | H17 | H16 |
| A   | 3,367 | 97  | 294 | 269 | 318 | 384 | 281 | 579 | 556 | 584 |
| B   | 2,800 | 149 | 378 | 649 | 560 | 621 | 440 |     |     |     |
| C   | 2,780 | 8   | 21  | 22  | 333 | 495 | 418 | 500 | 500 | 478 |
| D   | 2,737 | 28  | 56  | 22  | 343 | 633 | 634 | 569 | 420 | 36  |
| E   | 2,666 | 63  | 249 | 478 | 481 | 253 | 357 | 316 | 465 |     |
| F   | 2,646 | 121 | 39  | 416 | 581 | 591 | 581 |     | 314 |     |
| G   | 2,594 | 106 | 436 | 381 | 387 | 681 | 600 |     |     |     |
| H   | 2,471 | 65  | 95  | 580 | 671 | 651 | 407 |     |     |     |
| I   | 2,444 | 120 | 312 | 375 | 428 | 433 | 391 | 382 |     |     |
| J   | 2,322 | 176 | 467 | 558 | 430 | 383 | 305 |     |     |     |

上表のうち滞納者 A については滞納金額 3,367 千円のうち 2,673 千円に関しては平成 24 年 3 月末時点においてすでに時効が成立しており、債権は消滅しているが不納欠損処理がなされていない。他の債権については時効中断手続きが取られている。

上記滞納者は、数年間にわたり、保険料を納付することなく、保険給付を受けるというこ

とが常態化しており、また、毎期計上されている金額から判断しても十分な所得があると考えられ、悪質であると言わざるを得ない。

このような悪質な滞納者を許してしまえば、他の適正に納付している被保険者と著しく不公平であり、かつ、結果として滞納者の保険料までも他の被保険者が負担することとなる。

大津市では国民健康保険料の滞納債権の回収及び納付相談の機会を創出することを目的として資産の差押えを実施している。上記 10 者のうち 4 者の預貯金に対し差押えを実行しているが、差押え実施の状況は以下のとおりである。

| 滞納者 | 差押え金額(円) | 実施日      | 平成 24 年 3 月末<br>債権残高 (千円) |
|-----|----------|----------|---------------------------|
| B   | 475      | H23.5.13 | 2,800                     |
| C   | 103      | H23.5.24 | 2,780                     |
| D   | 11,228   | H24.3.29 | 2,737                     |
| G   | 561      | H22.9.8  | 2,594                     |

いずれも債権残高 (B,C,G に関しては実行日とは異なるため参考値) に対してあまりに僅少である。差押えを実行する前には滞納者に対し差押えの事前通知を行うため、滞納者が事前に預貯金を引き出してしまうということも考えられる。

差押えの目的としては実行前に滞納者と面会し、納付あるいは納付の誓約を結ぶこともあるため、全く無意味とは言えないが、実行した相手に対しては債権の回収というよりも時効の中断の意味合いのほうが大きい。滞納債権回収をさらに進めるためには預貯金だけでなく、他の動産、不動産あるいは給与の差押えも検討されたい。

## 2. 不納欠損処理について

### (1) 過去の履歴について

現在、不納欠損処理がなされれば滞納管理システムからはその債権データがすべて消去されるため、その人の過去の滞納状況や不納欠損の状況をデータ上で確認することができない。このことは平成 21 年度の包括外部監査報告書で指摘されている。大津市ではこの指摘を受けて平成 21 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の中で「過去の不納欠損処分等の履歴が確認できるよう、既存の仕組みの中で入力を行い、確認できるよう改善を図りました。」と回答している。滞納管理システムの経過記録への記載がこれに該当するが、現在の入力状況を閲覧したところ、平成 24 年 10 月時点で平成 23 年度の不納欠損の記載がなされていない、あるいは「平成 23 年度欠損」とのみ記載されており、金額や対象年度が記載されておらず、履歴が確認できるまでに至っていないといえる。少なくとも不納欠損の対象年度及び金額の記載は必要である。

また、経過記録への記載は文書としての記録のため、詳細に記載したとしてもシステム上での集計や検索はできず、管理上改善の余地はある。

滞納者の過去の収納状況や不納欠損の状況を把握しておくことは収納業務を行うに当たっては必要なことであるため、経過記録への記載は詳細に行うとともにシステム上で不納欠損の記録が残るような改善が望まれる。

## (2) 管理システムについて

国民健康保険料及び国民健康保険税については、いずれも公債権であるため、時効が到来し、一部入金や納付誓約書の提出等時効の中断がなければ相手方が時効の主張をすることなく消滅時効が成立することとなる。このため保険料で2年、保険税で5年間入金実績がない未収金については、システム上自動的に不納欠損処理が進むこととなり、時効を中断すべき事実が発生していればシステム上で時効中断の停止処理を行う必要がある。個別の債権について一部入金以外で時効を中断すべき事実が発生しているかどうかは滞納管理システムの経過記録を閲覧する以外に方法はなく、毎年2月ごろから7名の担当で分担し不納欠損処理の候補となっている債権の経過記録を担当者がチェックしている。平成23年度決算において不納欠損処理した件数は、保険料が6,563件、保険税が189件となっており、これだけの件数を7名の担当者の目でチェックすることはかなりの労力を要するものである。

年度末に一括してチェックする根拠としては、システム上で不納欠損停止の処理を確定させれば、修正があっても保険年金課では修正できず情報システム課に変更依頼をしなければならず事務手続きが煩雑になるためとのことである。しかし、当該システムには変更することが可能な仮登録という機能もあるため、これを活用し、時効中断の事実が発生した都度、十分に検討、確認したうえで仮登録しておけば年度末に集中していた事務作業を分散化することが可能になると思われるので検討されたい。

(不納欠損処理件数は個人別年度別でカウントされており、例えば、同一人物で平成20年度及び平成21年度分の滞納があり、両年度の債権を不納欠損処理した場合は2件とカウントされる。)

## [3] 給付手続

### 1. レセプト点検業務について

大津市の国民健康保険料に関するレセプト点検については平成21年度までは医療機関が作成したレセプトを国保連が審査(一次審査)し、その後、大津市保険年金課でも審査(二次審査)を行っていたが、平成22年度より、二次審査については滋賀県内の各市町で共同事業として国保連に依頼することとなった(大津市以外の各市町は平成21年度以前より実施)。一次、二次ともに審査の費用は大津市が負担しているが、大津市からの申し出に基づき業務を依頼し、負担金を支払っているという考え方で、委託契約として認識していない。しかし、実態としてレセプト点検業務を依頼し、それに対する報酬を支払っているのだから明らかに委託契約である。大津市では50万円以上の委託契約を締結するには原則入札によって業者を選定しなければならないとされているが、国保連に業務を依頼するに当たっ

ては、入札はもちろん、他の業者から見積書も入手していない。言わば一者特命の随意契約となっている。

現行制度上、一次審査については国保連が審査を実施することとなっているが、二次審査については国保連以外に依頼することも可能となっている。レセプト点検業務を行う民間業者も存在し、他の自治体ではプロポーザル方式等で業者を選定している例もあるので、今後は委託契約として認識し、他の業者も含めて業者選定を行うべきである。

なお、二次審査の負担金支出額は平成 22 年度 17,545 千円、平成 23 年度 13,238 千円となっている。

#### [4] 全般的事項

##### 1. 社会保険との連携について

国民健康保険は加入、脱退ともに本人からの申告が前提となっている。このため国保から他の健康保険に変更になった場合、国民健康保険の脱退手続きをしなければ、保険料を請求し続けることになる。翌年度に決定通知を送付することにより、これに対する問い合わせがあればその時点で脱退の手続きができるが、通知を無視して保険料を支払わない場合、あるいは家族の一部だけが社会保険に変更になった場合等、引き続き国保でも請求されていることに気づかず、保険料を二重に納付し続ける場合がある。前者の場合、本来国民健康保険の被保険者になるべき者ではないので違法性はないと思われるが、このことにより保険料の収納率が低下することになる。収納率は保険料率を算定するときを考慮され、収納率の低下は保険料率が上昇する要因となる。結果として他の被保険者の負担を増加させることになる。

また、二重払いの場合は、数年後にこれが発覚し、返還の請求をしても時効が 2 年と短期間であるため二重払いであることが明らかであるにもかかわらず、時効が成立した部分については返金がされないことになる。

これらの事象を防止するためには、新規に加入する保険者側で、二重加入がなされていないかを確認する必要がある。社会保険から国民健康保険に変更になる場合は、国民健康保険加入時に社会保険の脱退証明の提出を求めている。これに対して社会保険の加入時には他の健康保険を脱退した証明書の提出を求められていない。国民健康保険同様、社会保険加入時にも他の健康保険の脱退証明書等の提出を義務付けるよう働きかけを行われたい。

##### 2. 国民健康保険料の負担について

国民健康保険料の世帯収入に占める割合は、「I 概要 [2] 大津市の国民健康保険 4. 国民健康保険料の内訳」に記載したとおり、夫婦と子ども 2 人で給与収入が 3,500 千円の世帯の場合は 11.3%となっている。毎月の収入が 30 万円弱の世帯で平均して 3 万円以上の額（実際には 10 回分割となるため月次の支払額は 3 万 9 千円程度となる。）を負担することは決して軽いものではない。これに対し、給与収入が 15,000 千円の世帯では 5%程度となっており、給与収入に対する保険料の負担がかなり軽いものとなっている。逆に所得の

ない世帯については、7割軽減措置を受けることができるため年間の保険料は2万円程度と少額になっている。国民健康保険料の負担は、中間所得者層に最も重い負担を強いることになっている。

大津市の国民健康保険料は、他の自治体と比較すると決して高いわけではない。中核市で比較した場合は均等割額のみが平均をやや上回っているが、所得割、平等割、そしてモデル世帯での年間保険料は平均を下回っている。([2]. 大津市の国民健康保険 5. 保険料の決定 (3) 他の自治体との比較参照)

保険料は予測される医療費総額から国、県等からの交付金、補助金等及び被保険者の自己負担分を控除することによって算定される。従って医療費が増加したとしても保険料を引き上げることによって計算上は特別会計の収支は均衡することになる。しかし、これ以上保険料を引き上げるとは被保険者の負担をさらに重くすることになり、これには限界がある。ましてや少子高齢化により、今後さらに医療費が増加し、保険料収入は減少していくことが考えられる。現状の制度を継続していくと、いずれ国民健康保険制度そのものが破綻してしまう恐れもある。

保険料を引き上げずに財政状態を改善していくために、大津市でできる方策としては、医療費の抑制が考えられる。受診そのものを減らすことによる医療費の抑制については考えるべきではないが、過大な医療費については抑制していかなければならない。

現在、大津市独自の施策として、複数の医療機関に重複して受診している被保険者等に対して、看護師が適正な受診を指導すること、及び人間ドックの費用を半額助成し、早期発見、早期治療を行うことによって医療費を抑制することを推進している。この他の方策としては医療費負担の大きな重病に進展することへの予防を目的とした生活指導等を実施することなどが考えられる。根本的な解決は国が主導していくしかないが、現在実施している施策にとどまらず、病気の予防に資する等、大津市が独自で実行できるような施策を積極的に実行していくべきであるとする。



## 第4章 卸売市場事業特別会計

### I. 概要

#### 1. 地方卸売市場の意義

##### (1) 卸売市場の種類

卸売市場とは、野菜、果実、魚類、肉類、花き等の生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要施設を設けて継続して開場されるものをいい、中央卸売市場、地方卸売市場、その他市場の種類に分類される。

大津市公設地方卸売市場は、市民の日常の生活に欠かすことのできない青果物、水産物などの生鮮食料品が、生産者から消費者のもとに届くまでの円滑な流通の要として、卸売の拠点として卸売市場法に基づき、都道府県知事の許可を受けて大津市が開設する地方卸売市場である。

#### 卸売市場の種類と要件、市場数等

|        | 要 件  | 市場数                                  | 取扱金額<br>(億円) | 卸売業者数 | 仲卸業者数 | 売買<br>参加者数 |
|--------|--|--------------------------------------|--------------|-------|-------|------------|
| 中央卸売市場 | 都道府県、人口 20 万人以上の市などが、農林水産大臣の認可を受けて開設している市場               | 76<br>(47 都市)                        | 44,021       | 218   | 4,418 | 37,430     |
| 地方卸売市場 | 中央卸売市場以外の卸売市場で、卸売場の面積が一定規模以上のもののうち、都道府県知事の許可を受けて開設している市場 | 1,207<br>(第 3 セク<br>ターを含む<br>公設 156) | 34,013       | 1,416 | 2,171 | 138,287    |
| その他市場  | 中央卸売市場及び地方卸売市場以外の市場                                      |                                      |              |       |       |            |

～資料：農林水産省総合食料局流通課調べ（平成 19 年度、平成 20 年度）

## (2) 卸売市場の機能

生鮮食料品等は一般の商品と異なり鮮度が落ちやすいため保存が難しく、生産が自然現象に影響されやすい等の理由で供給量が大きく変動し、価格も変動が激しいという特徴がある。そこで、卸売市場では不正な取引等を監視し、さらには食品衛生面の検査も充実することにより、生産者が安心して生鮮食料品等を出荷できるようにするとともに、地域住民に安全な生鮮食料品等を安定して供給している。

卸売市場の果たしている役割は、以下の機能がある。

### ①集荷（品揃え）、分荷機能

全国各地の主要な産地、近隣の産地の生産者から、多種多様な商品を集荷することにより、豊富な品揃えを確保し、専門小売業者や量販店等の需要者のニーズに応じて、迅速かつ効率的に必要な品目、必要な量に仕分けし、さばいていく機能。

### ②価格形成機能

卸売市場は、大量に集荷した商品について、需給状況に応じて、迅速にかつ公正で透明性の高い価格形成を行う機能。

### ③情報受発信機能

卸売市場は、出荷者と需要者の間に位置することから、買い手である需要者側の情報を出荷者に、売り手である産地側の情報を需要者に的確に情報を提供する機能。

### ④代金決済機能

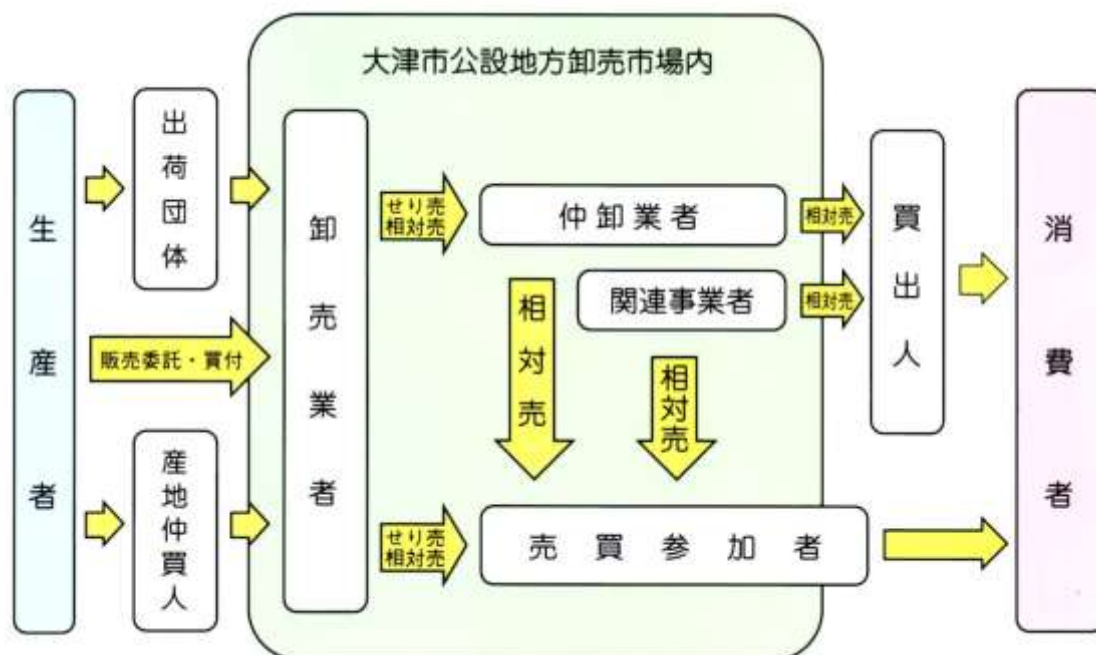
卸売市場は、連日大量に取引が行われるなか、出荷者に対して卸売業者が卸売代金の決裁を迅速かつ確実に行う機能。卸売市場が持つ受託拒否の禁止、差別的取扱いの禁止という市場ルールや迅速な販売代金の回収と生産者、出荷者への送金という決済機能等は、生産流通にとって重要なものである。

### ⑤衛生保持機能

卸売市場は、生鮮食料品等の品質の維持のため、衛生的な施設の確保と必要な検査を実施する機能。

特に昨今、消費者から食に対する安心・安全が求められる中で、食品の産地偽装事件、農薬の使用方法等の問題が生じており、卸売市場は食品衛生への監視機能を有し、また食育に関してもその情報提供を行うなど、市民に必要な施設となっている。

(3) 卸売市場の取引の流れ



(4) 業種の説明

| 種類    | 内容   |
|-------|--|
| 卸売業者  | 全国各地の産地や出荷団体（農協等）より出荷された生鮮食料品等をせり売、又は相対売により仲卸業者や売買参加者に卸売をする業者。                                 |
| 仲卸業者  | 卸売業者が仕入れた商品をせり売等に参加して価格で商品进行评估するとともに買い取った商品を買出人等に販売する業者。                                       |
| 関連事業者 | 市場内において青果部及び水産物部で取り扱う品目以外の商品（牛肉・豚肉・卵・パン・菓子・乾物・漬け物・包装資材等）の卸売等の市場機能の充実と、銀行や食堂等、市場利用者への便益提供を営む業者。 |
| 売買参加者 | 量販店や小売商、加工業者等のうち、仲卸業者と同様にせり売等に参加できる業者。   |
| 買出人   | 仲卸業者、関連事業者から商品を仕入れ消費者に販売する業者。  |

## 2. 大津市公設地方卸売市場 市場施設の概要

(1) 名称 大津市公設地方卸売市場

(2) 所在地 滋賀県大津市瀬田大江町 59 番地の 1

名神瀬田東 IC(名古屋方面より)から 2 分、瀬田西 IC(大阪方面より)から 10 分の大津市南部に位置している。

(3) 沿革

大津市公設地方卸売市場が開場する以前は、大津市打出浜にて大津食品地方卸売市場と卸売市場大印大津青果が民営により開設していた。

昭和 63 年 10 月に大津市瀬田大江町に大津市が開設者として大津市公設地方卸売市場を開設した。

(4) 取扱品目 青果部 野菜、果実及び花き並びにこれらの加工品  
水産物部 生鮮水産物及びその加工品

(5) 供給圏 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、高島市

(6) 敷地面積 61,760 m<sup>2</sup>

施設面積

(単位：m<sup>2</sup>)

| 施設区分    | 面積     | 摘 要                     |
|---------|--------|-------------------------|
| 卸売場     | 6,023  | 青果 3,929 水産 2,094       |
| 仲卸売場    | 4,913  | 青果 2,480 水産 2,433       |
| 買荷保管積込所 | 1,708  |                         |
| 倉庫      | 562    |                         |
| 冷蔵庫     | 1,336  |                         |
| 青果保冷库   | 759    |                         |
| 荷捌所     | 1,021  |                         |
| 加工施設    | 2,468  | バナナ 511 青果 1,080 水産 877 |
| 関連店舗    | 5,208  |                         |
| 業者事務所   | 1,722  |                         |
| 駐車場     | 21,548 | 855 台                   |
| 管理事務所   | 288    |                         |
| 会議室等    | 485    |                         |

(7) 平成 23 年度取扱高 青果 28,931 t (5,984,991 千円)

水産 7,314 t (6,063,530 千円)

(8) 市場関係者数 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

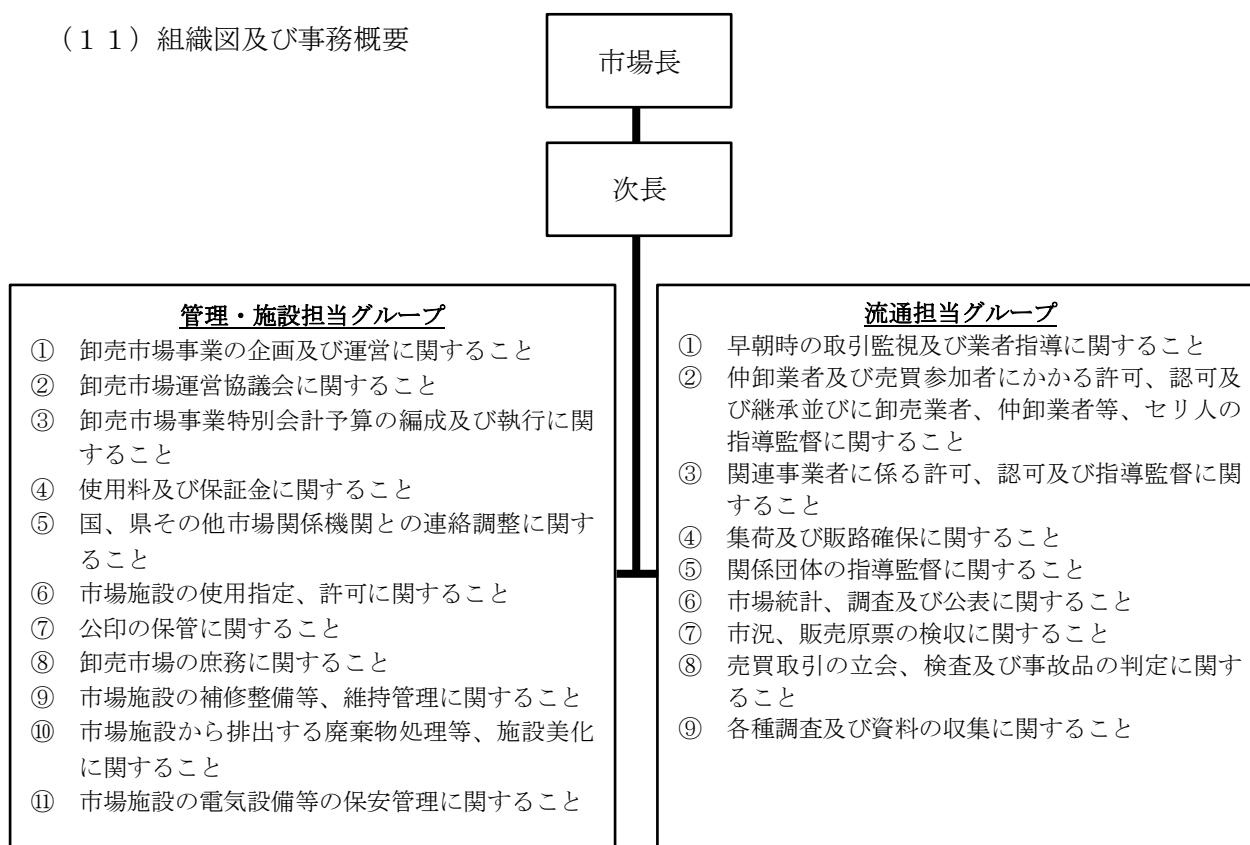
|       | 青果部 | 水産物部 | その他 | 計   |
|-------|-----|------|-----|-----|
| 卸売業者  | 1   | 1    | —   | 2   |
| 仲卸業者  | 11  | 13   | —   | 24  |
| 買出人   | 449 |      | —   | 449 |
| 関連事業者 | —   | —    | 27  | 27  |

(9) 空き施設の状況 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

|       | 青果部 | 水産物部 | その他 | 計  |
|-------|-----|------|-----|----|
| 卸売業者  | —   | —    | —   | —  |
| 仲卸業者  | —   | 1    | —   | 1  |
| 関連事業者 | —   | —    | 13  | 13 |

(10) 市職員数 正規職員 7 名、嘱託職員 2 名、臨時職員 1 名、合計 10 名

(11) 組織図及び事務概要



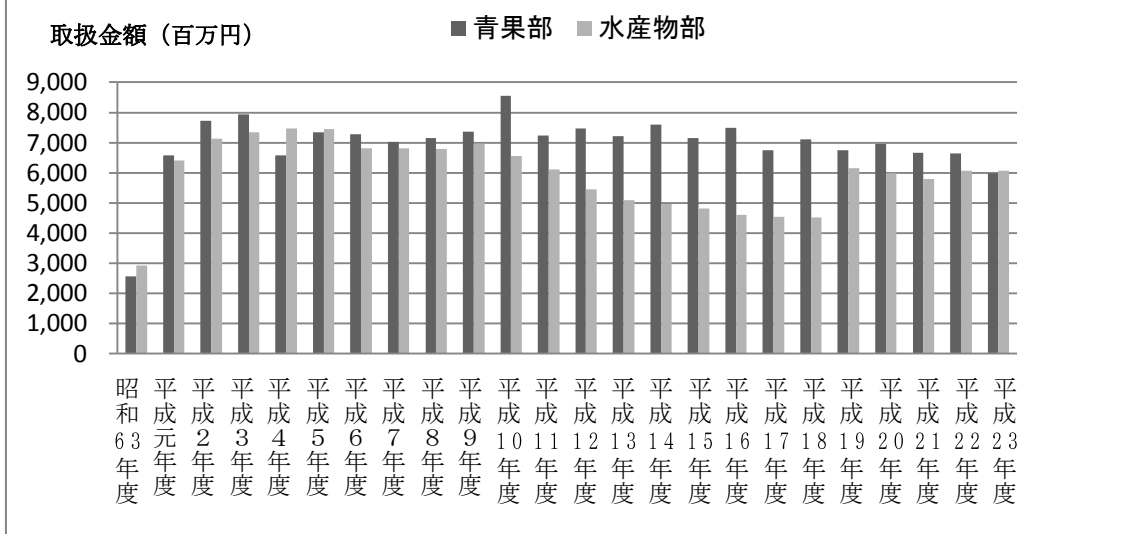
### 3. 過去の取扱高の推移

#### (1) 大津市公設地方卸売市場の取扱高の推移

(単位数量:t 金額:百万円)

|          | 青果部    |       | 水産物部  |       | 合計     |        |
|----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
|          | 数量     | 金額    | 数量    | 金額    | 数量     | 金額     |
| 昭和 63 年度 | 14,933 | 2,569 | 3,370 | 2,919 | 18,303 | 5,489  |
| 平成元年度    | 31,963 | 6,587 | 7,255 | 6,415 | 39,218 | 13,003 |
| 平成 2 年度  | 32,083 | 7,735 | 8,249 | 7,132 | 40,332 | 14,868 |
| 平成 3 年度  | 33,111 | 7,937 | 8,469 | 7,346 | 41,580 | 15,283 |
| 平成 4 年度  | 31,586 | 6,584 | 8,747 | 7,472 | 40,333 | 14,056 |
| 平成 5 年度  | 32,535 | 7,343 | 8,278 | 7,444 | 40,813 | 14,788 |
| 平成 6 年度  | 32,250 | 7,283 | 7,839 | 6,802 | 40,089 | 14,085 |
| 平成 7 年度  | 33,442 | 7,021 | 7,723 | 6,814 | 41,165 | 13,835 |
| 平成 8 年度  | 33,072 | 7,141 | 7,283 | 6,794 | 40,355 | 13,936 |
| 平成 9 年度  | 35,349 | 7,362 | 7,318 | 6,952 | 42,667 | 14,314 |
| 平成 10 年度 | 36,703 | 8,560 | 6,998 | 6,563 | 43,701 | 15,124 |
| 平成 11 年度 | 36,394 | 7,239 | 6,525 | 6,117 | 42,919 | 13,357 |
| 平成 12 年度 | 37,586 | 7,460 | 5,996 | 5,452 | 43,582 | 12,912 |
| 平成 13 年度 | 40,323 | 7,220 | 5,379 | 5,098 | 45,702 | 12,318 |
| 平成 14 年度 | 38,636 | 7,589 | 5,780 | 4,974 | 44,416 | 12,563 |
| 平成 15 年度 | 36,871 | 7,146 | 5,826 | 4,820 | 42,697 | 11,966 |
| 平成 16 年度 | 36,235 | 7,487 | 5,484 | 4,598 | 41,719 | 12,085 |
| 平成 17 年度 | 35,517 | 6,745 | 5,507 | 4,537 | 41,024 | 11,283 |
| 平成 18 年度 | 36,308 | 7,109 | 5,539 | 4,524 | 41,847 | 11,634 |
| 平成 19 年度 | 36,251 | 6,738 | 7,265 | 6,146 | 43,516 | 12,885 |
| 平成 20 年度 | 37,372 | 6,954 | 6,667 | 5,977 | 44,039 | 12,932 |
| 平成 21 年度 | 35,532 | 6,658 | 6,034 | 5,800 | 41,567 | 12,458 |
| 平成 22 年度 | 30,398 | 6,647 | 6,703 | 6,064 | 37,101 | 12,711 |
| 平成 23 年度 | 28,931 | 5,984 | 7,314 | 6,063 | 36,245 | 12,048 |

## 大津市公設地方卸売市場の取扱高の推移



市場開設以来の取扱高の推移を見ると、青果部では平成10年度をピークに減少傾向であり、平成20年度以降は毎年減少し続けている。水産物部では平成18年度には一旦取扱金額が4,524百万円まで落ち込むが、平成19年度以降取扱金額は、6,000百万円程度まで回復してきている。これは、従来、卸売業者である滋賀県魚市場株式会社が大阪魚市場株式会社及び和歌山魚類株式会社と合併し株式会社うおいちとなったことで、他市場では水産物部の取扱高が減少傾向にあるなかで（4（4）近隣卸売市場の取引高の推移 参照）卸売市場間の連携を図り、取扱品目等が増加し、販売強化が実を結んでいるものと考えられる。

平成23年度は、青果部では取扱金額が前年度に比べ1割近く減少（前年度比取扱数量95.17%、取扱金額90.03%）している。水産物部では、取扱金額は前年に比べてほぼ横ばい（前年度比 取扱数量109.11%、取扱金額99.99%）である。

卸売市場管理事務所では、平成23年度の青果部の取扱高の減少の主な原因を全国的に東日本大震災の影響により東北地方からの入荷が少なかったことに加え、猛暑や台風、厳冬などの天候不順によると捉えている。

しかし、取扱高は、卸売市場の活況を示す重要な指標であり、その変動について、全国的な天候などの一般的な要因だけではなく、大津市公設地方卸売市場の固有の要因をより詳細に分析しなければならない。

#### 4. 大津市公設地方卸売市場を取り巻く環境の分析

公表されている統計調査などをもとに大津市公設地方卸売市場を取り巻く環境を分析してみる。

##### (1) 県内における生産者

##### ①滋賀県内の農業の特徴

耕地面積は徐々に減少しているが、平成 22 年度では、農業経営体の経営耕地面積は、44,530ha で、このうち田の占める割合が 95.7%を占めている。これは、富山県の 97.0%に次いで全国 2 位である。これに対して、畑及び樹園地の構成割合は全国 46 位、43 位であり、滋賀県内の農業の特徴は、水田に特化している点である。

農業の担い手では、専業農家率(13.1%)、第 1 種兼業農家率 (5.3%) であり、全国 45 位、47 位であり、一方で、第 2 種兼業農家率は 81.6%と、富山県 (83.4%)、福井県 (81.9%) について全国 3 位であり、非常に兼業率が高いのも特徴である。

農業経営体数を農作物出荷先別にみる。市場出荷のほとんどが農協を通じて行われていることから、農協と卸売市場への出荷に着目すると、平成 22 年度では、農協への出荷が 20,137 経営体、卸売市場への出荷が 738 経営体である。また、平成 17 年度と比べると、農協、卸売市場に出荷する経営体は 24.8%、10.3%それぞれ減少している。

一方、消費者への直接販売が 10,233 経営体、農協以外の集出荷団体への出荷が 1,798 経営体で、それぞれ 72.4%、40%増加しており、農作物の出荷先が大きく変化していることがわかる。

農作物出荷先農業経営体数

(単位：経営体)

| 区分       | 農業経営体数 | 農作物の<br>販売なし<br>の経営体 | 農作物の<br>販売あり<br>の経営体 | 農作物の出荷先別 (複数回答) |                        |       |          |                        |              |        |       |
|----------|--------|----------------------|----------------------|-----------------|------------------------|-------|----------|------------------------|--------------|--------|-------|
|          |        |                      |                      | 農協              | 農協以外<br>の<br>集出荷<br>団体 | 卸売市場  | 小売<br>業者 | 食品製<br>造業・<br>外食<br>産業 | 消費者に<br>直接販売 | その他    |       |
| 実数       | H22    | 25,732               | 2,005                | 23,727          | 20,137                 | 1,798 | 738      | 1,082                  | 296          | 10,233 | 529   |
|          | H17    | 32,477               | 3,159                | 29,318          | 26,761                 | 1,284 | 823      | 1,020                  | 296          | 5,936  | 1,143 |
| 増減数      |        | △6,745               | △1,154               | △5,591          | △6,624                 | 514   | △85      | 62                     | 0            | 4,297  | △614  |
| 増減率      |        | △20.8                | △36.5                | △19.1           | △24.8                  | 40    | △10.3    | 6.1                    | 0            | 72.4   | △53.7 |
| 構成<br>割合 | H22    | 100.0                | 7.8                  | 92.2            | 84.9                   | 7.6   | 3.1      | 4.6                    | 1.2          | 43.1   | 2.2   |
|          | H17    | 100.0                | 9.7                  | 90.3            | 91.3                   | 4.4   | 2.8      | 3.5                    | 1.0          | 20.2   | 3.9   |

～資料 滋賀県 2010 世界農林業センサス調査結果報告書

##### ②滋賀県内の水産業の特徴

琵琶湖漁業の漁獲量は、昭和 30 年頃には 10,000 トン前後あったが、その後、激減し、近年は 2,000 トンから 2,500 トン程度の状況が続いている。平成 21 年度においては、総漁



獲量 1,560 トン、生産額 1,187 百万円のうち、アユが最も多く 554 トン、723 百万円で全体の漁獲量で約 35%、生産額で約 60%を占め、次にワカサギ、エビと続いている。

琵琶湖漁業の経営体数は、昭和 50 年以降大きく減少し、平成 20 年度の琵琶湖漁業経営体数は 592 で、9 割近くを個人経営体が占め、個人経営体の 7 割が農業などの兼業経営を行っている。また、漁業就業者の年齢構成は、65 歳以上が全体の 5 割を超え、高齢化が進行している。

### (2) 滋賀県内における消費者の動向

滋賀県の人口は、平成 22 年度においては 1,410,777 人で、平成 17 年度の調査に比べ、30,416 人増加し 2.20%の増加率となり、人口増加率は全国で 5 位となっている。昭和 40 年以降人口は増加し続けている。

大津市公設地方卸売市場では、大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、高島市の 8 市を供給圏としているが、その大津市、草津市、守山市、栗東市において人口が増加している。守山市においては、増加率が 8.10%と高く、JR 琵琶湖線沿いの市において顕著に増加傾向にある。また、年齢別にみると、15 歳未満人口の割合は、栗東市が 19.5%と最も高く、草津市、守山市、湖南市が次いで平均年齢が若くなっている。

このことから、大津市公設地方卸売市場の供給圏は、人口も増加しており、また、平均年齢も県内では若く、消費需要が多い地域であるといえる。

[市町別人口及び人口増減率の推移]

(単位:人、%)

| 区分   | 人 口       |           |           |           | 人口増加率                |                       |                       |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
|      | 平成 7 年度   | 平成 12 年度  | 平成 17 年度  | 平成 22 年度  | 平成 7 年度～<br>平成 12 年度 | 平成 12 年度～<br>平成 17 年度 | 平成 17 年度～<br>平成 22 年度 |
| 大津市  | 295,574   | 309,793   | 323,719   | 337,634   | 4.81                 | 4.50                  | 4.30                  |
| 草津市  | 101,828   | 115,455   | 121,159   | 130,874   | 13.38                | 4.94                  | 8.02                  |
| 守山市  | 61,859    | 65,542    | 70,823    | 76,560    | 5.95                 | 8.06                  | 8.10                  |
| 栗東市  | 48,759    | 54,856    | 59,869    | 63,655    | 12.50                | 9.14                  | 6.32                  |
| 野洲市  | 45,865    | 48,326    | 49,486    | 49,955    | 5.37                 | 2.40                  | 0.95                  |
| 湖南市  | 51,372    | 53,740    | 55,325    | 54,614    | 4.61                 | 2.95                  | Δ1.29                 |
| 甲賀市  | 90,744    | 92,484    | 93,853    | 92,704    | 1.92                 | 1.48                  | Δ1.22                 |
| 高島市  | 54,369    | 55,451    | 53,950    | 52,486    | 1.99                 | Δ2.71                 | Δ2.71                 |
| 8 市計 | 750,370   | 795,647   | 828,184   | 858,482   | 6.03                 | 4.08                  | 3.65                  |
| 滋賀県計 | 1,287,005 | 1,342,832 | 1,380,361 | 1,410,777 | 4.34                 | 2.79                  | 2.20                  |

### (3) 滋賀県内の小売業の動向

滋賀県内の平成 19 年度の小売業の事業者数は、11,634 事業所となり、平成 16 年度に比べ、8.2%減少している。うち、百貨店、総合スーパーΔ17.6%、各種食料品小売業Δ10.9%、鮮魚小売業Δ11.8%、野菜、果実小売業Δ10.2%と事業者数が減少している。

小売業の業種別事業者数

| 産業分類                                | 平成16年  |        | 平成19年  |        | 前回比<br>(%) |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|------------|
|                                     | (事業所数) | 構成比(%) | (事業所数) | 構成比(%) |            |
| 小売業計                                | 12,676 | 100.0  | 11,634 | 100.0  | ▲ 8.2      |
| 551 百貨店、総合スーパー                      | 34     | 0.3    | 28     | 0.2    | ▲ 17.6     |
| 559 その他の各種商品小売業<br>(従業者が常時50人未満のもの) | 70     | 0.6    | 34     | 0.3    | ▲ 51.4     |
| 561 呉服・服地・寝具小売業                     | 280    | 2.2    | 231    | 2.0    | ▲ 17.5     |
| 562 男子服小売業                          | 201    | 1.6    | 184    | 1.6    | ▲ 8.5      |
| 563 婦人・子供服小売業                       | 704    | 5.6    | 658    | 5.7    | ▲ 6.5      |
| 564 靴・履物小売業                         | 100    | 0.8    | 80     | 0.7    | ▲ 20.0     |
| 569 その他の織物・衣服・身の回り品小売業              | 278    | 2.2    | 281    | 2.4    | 1.1        |
| 571 各種食料品小売業                        | 421    | 3.3    | 375    | 3.2    | ▲ 10.9     |
| 572 酒小売業                            | 677    | 5.3    | 567    | 4.9    | ▲ 16.2     |
| 573 食肉小売業                           | 191    | 1.5    | 178    | 1.5    | ▲ 6.8      |
| 574 鮮魚小売業                           | 127    | 1.0    | 112    | 1.0    | ▲ 11.8     |
| 575 野菜・果実小売業                        | 108    | 0.9    | 97     | 0.8    | ▲ 10.2     |
| 576 菓子・パン小売業                        | 806    | 6.4    | 682    | 5.9    | ▲ 15.4     |
| 577 米穀類小売業                          | 166    | 1.3    | 123    | 1.1    | ▲ 25.9     |
| 579 その他の飲料品小売業                      | 1,804  | 14.2   | 1,666  | 14.3   | ▲ 7.6      |
| 581 自動車小売業                          | 1,065  | 8.4    | 1,083  | 9.3    | 1.7        |
| 582 自転車小売業                          | 178    | 1.4    | 144    | 1.2    | ▲ 19.1     |
| 591 家具・建具・畳小売業                      | 473    | 3.7    | 389    | 3.3    | ▲ 17.8     |
| 592 機械器具小売業                         | 539    | 4.3    | 498    | 4.3    | ▲ 7.6      |
| 599 その他のじゅう器小売業                     | 314    | 2.5    | 265    | 2.3    | ▲ 15.6     |
| 601 医薬品・化粧品小売業                      | 868    | 6.8    | 817    | 7.0    | ▲ 5.9      |
| 602 農耕用品小売業                         | 268    | 2.1    | 243    | 2.1    | ▲ 9.3      |
| 603 燃料小売業                           | 624    | 4.9    | 568    | 4.9    | ▲ 9.0      |
| 604 書籍・文房具小売業                       | 539    | 4.3    | 478    | 4.1    | ▲ 11.3     |
| 605 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業           | 317    | 2.5    | 265    | 2.3    | ▲ 16.4     |
| 606 写真機・写真材料小売業                     | 31     | 0.2    | 26     | 0.2    | ▲ 16.1     |
| 607 時計・眼鏡・光学機械小売業                   | 225    | 1.8    | 211    | 1.8    | ▲ 6.2      |
| 609 他に分類されない小売業                     | 1,268  | 10.0   | 1,351  | 11.6   | 6.5        |

～資料 滋賀県 平成19年商業統計調査結果

一方で、売場面積規模別にみると、平成19年度では、100㎡未満の売上面積規模の事業所が減少しているが、500㎡～1,000㎡未満（平成16年度と比べて増加率27.7%）をはじめ100㎡以上の7つの売り場面積規模の事業所で増加となっている。1,000㎡以上の大規模事業所は、200事業所（増加率14.9%）となっている。供給圏の人口は増加しているなかで、中小小売店から大型量販店へシフトしている。

大規模量販店では、卸売業者に対して多品目のきめ細かい品揃えを求め、また、仕入先を集中させる傾向が強いため、大都市の中央卸売市場へ取引が移行し、地方卸売市場のシェアが低下していく傾向となる。

天津市公設地方卸売市場の取引先としている事業所が減少していることが推察される。

#### 小売業の売場面積規模別事業所数

| 売場面積規模          | 平成16年  |        | 平成19年  |        | 前回は<br>(%) |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|------------|
|                 | (事業所)  | 構成比(%) | (事業所)  | 構成比(%) |            |
| 小売業計            | 12,676 | 100.0  | 11,634 | 100.0  | ▲ 8.2      |
| 1㎡～10㎡未満        | 471    | 3.7    | 406    | 3.5    | ▲ 13.8     |
| 10㎡～20㎡未満       | 1,377  | 10.9   | 1,123  | 9.7    | ▲ 18.4     |
| 20㎡～30㎡未満       | 1,250  | 9.9    | 1,126  | 9.7    | ▲ 9.9      |
| 30㎡～50㎡未満       | 2,251  | 17.8   | 1,861  | 16.0   | ▲ 17.3     |
| 50㎡～100㎡未満      | 2,349  | 18.5   | 2,085  | 17.9   | ▲ 11.2     |
| 100㎡～250㎡未満     | 1,524  | 12.0   | 1,547  | 13.3   | 1.5        |
| 250㎡～500㎡未満     | 461    | 3.6    | 484    | 4.2    | 5.0        |
| 500㎡～1,000㎡未満   | 274    | 2.2    | 350    | 3.0    | 27.7       |
| 1,000㎡～1,500㎡未満 | 32     | 0.3    | 38     | 0.3    | 18.8       |
| 1,500㎡～3,000㎡未満 | 64     | 0.5    | 70     | 0.6    | 9.4        |
| 3,000㎡～6,000㎡未満 | 43     | 0.3    | 51     | 0.4    | 18.6       |
| 6,000㎡以上        | 35     | 0.3    | 41     | 0.4    | 17.1       |
| 0㎡または不詳         | 2,545  | 20.1   | 2,452  | 21.1   | ▲ 3.7      |

(注)「不詳」とは、売場面積を調査していない業種が該当します。

#### 小売業の売場面積規模別の年間商品販売額

| 売場面積規模          | 平成16年       |        | 平成19年       |        | 前回は<br>(%) | 1事業所当たりの<br>年間商品販売額<br>(万円) |
|-----------------|-------------|--------|-------------|--------|------------|-----------------------------|
|                 | (万円)        | 構成比(%) | (万円)        | 構成比(%) |            |                             |
| 小売業計            | 131,179,859 | 100.0  | 136,077,408 | 100.0  | 3.7        | 11,697                      |
| 1㎡～10㎡未満        | 392,121     | 0.3    | 610,435     | 0.4    | 55.7       | 1,504                       |
| 10㎡～20㎡未満       | 2,001,439   | 1.5    | 2,170,661   | 1.6    | 8.5        | 1,933                       |
| 20㎡～30㎡未満       | 2,555,004   | 1.9    | 2,351,059   | 1.7    | ▲ 8.0      | 2,088                       |
| 30㎡～50㎡未満       | 6,184,368   | 4.7    | 5,453,467   | 4.0    | ▲ 11.8     | 2,930                       |
| 50㎡～100㎡未満      | 11,491,481  | 8.8    | 10,175,204  | 7.5    | ▲ 11.5     | 4,880                       |
| 100㎡～250㎡未満     | 15,076,747  | 11.5   | 14,981,817  | 11.0   | ▲ 0.6      | 9,684                       |
| 250㎡～500㎡未満     | 8,376,549   | 6.4    | 7,616,343   | 5.6    | ▲ 9.1      | 15,736                      |
| 500㎡～1,000㎡未満   | 9,633,900   | 7.3    | 10,881,637  | 8.0    | ▲ 13.0     | 31,090                      |
| 1,000㎡～1,500㎡未満 | 2,734,408   | 2.1    | 2,418,218   | 1.8    | ▲ 11.6     | 63,637                      |
| 1,500㎡～3,000㎡未満 | 7,942,335   | 6.1    | 8,853,626   | 6.5    | 11.5       | 126,480                     |
| 3,000㎡～6,000㎡未満 | 8,026,412   | 6.1    | 8,841,701   | 6.5    | 10.2       | 173,367                     |
| 6,000㎡以上        | 18,673,693  | 14.2   | 19,262,401  | 14.2   | 3.2        | 469,815                     |
| 0㎡または不詳         | 38,091,402  | 29.0   | 42,460,839  | 31.2   | 11.5       | 17,317                      |

(注)「不詳」とは、売場面積を調査していない業種が該当します。

～資料 滋賀県 平成19年商業統計調査結果

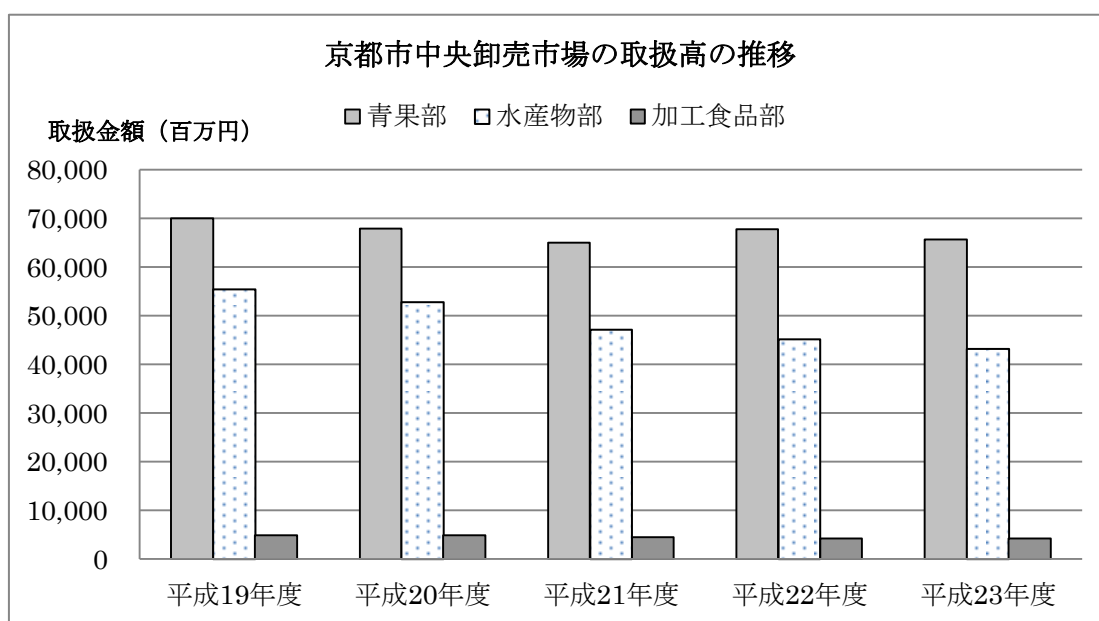
(4) 近隣卸売市場の取引高の推移

①京都市中央卸売市場

(単位 数量：t 金額：百万円)

|        | 青果部     |        | 水産物部   |        | 加工食品部 |       | 合 計     |         |
|--------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|---------|---------|
|        | 数量      | 金額     | 数量     | 金額     | 数量    | 金額    | 数量      | 金額      |
| 平成19年度 | 293,920 | 69,986 | 63,369 | 55,451 | 8,606 | 4,851 | 365,895 | 130,288 |
| 平成20年度 | 289,553 | 67,952 | 61,055 | 52,777 | 8,273 | 4,808 | 358,881 | 125,537 |
| 平成21年度 | 285,122 | 65,038 | 56,156 | 47,205 | 7,911 | 4,470 | 349,189 | 116,713 |
| 平成22年度 | 269,657 | 67,762 | 51,981 | 45,190 | 7,652 | 4,205 | 329,290 | 117,157 |
| 平成23年度 | 271,619 | 65,630 | 48,601 | 43,216 | 7,360 | 4,228 | 327,580 | 113,074 |

京都市中央卸売市場において、青果部の取扱高は横ばい、水産物部の取扱高は減少傾向にある。平成23年度、青果部では、前年度比、取扱数量100.73%、取扱金額96.85%であり、青果部の取扱高は大きな変動はない。一方、水産物部では、前年度比で取扱数量93.50%、取扱金額95.63%と減少している。

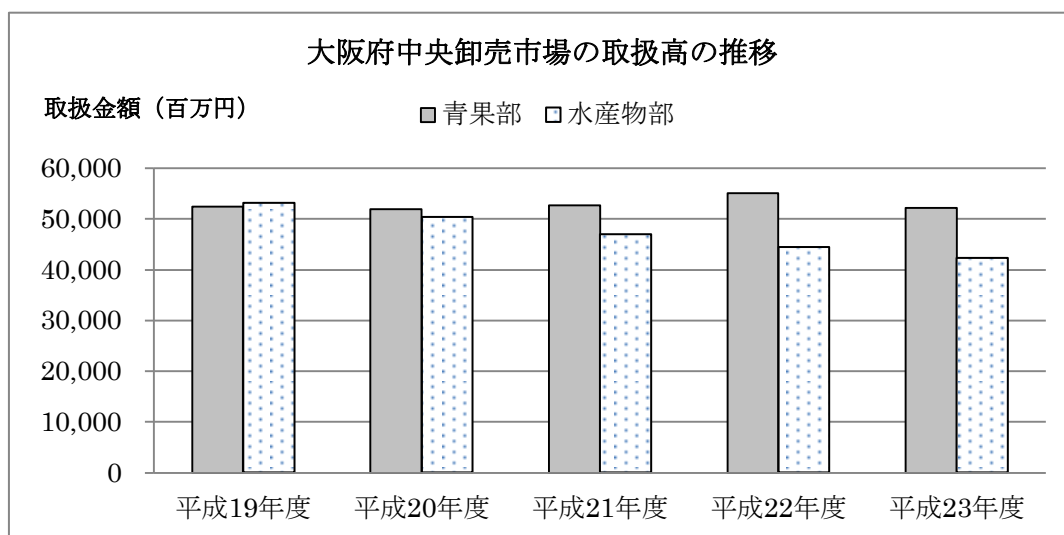


②大阪府中央卸売市場

(単位 数量：t 金額：百万円)

|          | 青果部     |        | 水産物部   |        | 合 計     |         |
|----------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|
|          | 数量      | 金額     | 数量     | 金額     | 数量      | 金額      |
| 平成 19 年度 | 240,370 | 52,492 | 64,272 | 53,064 | 304,642 | 105,556 |
| 平成 20 年度 | 243,543 | 51,917 | 60,835 | 50,392 | 304,378 | 102,309 |
| 平成 21 年度 | 253,616 | 52,732 | 58,607 | 46,970 | 312,223 | 99,702  |
| 平成 22 年度 | 232,563 | 55,032 | 54,689 | 44,418 | 287,252 | 99,450  |
| 平成 23 年度 | 231,553 | 52,214 | 51,749 | 42,230 | 283,302 | 94,444  |

大阪府中央卸売市場において、青果部の取扱高は横ばい、水産物部の取扱高は減少傾向にある。青果部では、平成 23 年度は前年度比で取扱数量 99.57%、取扱金額 94.88%と減少しており、水産物部でも、前年度比で取扱数量 94.62%、取扱金額 95.07%と減少している。



③県内拠点 4 市場の取扱実績比較

滋賀県内には大津市公設地方卸売市場を含め 4 市場があるが、それぞれの 3 年間の取扱高の推移は以下のとおりである。

(単位 数量: t 金額:百万円)

| 区 分 |          | 平成 21 年度 |        | 平成 22 年度 |        | 平成 23 年度 |        |      |
|-----|----------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------|
| 大津  | 野菜<br>果実 | 数量       | 35,533 | 74%      | 30,398 | 72%      | 28,931 | 69%  |
|     |          | 金額       | 6,658  | 69%      | 6,647  | 68%      | 5,984  | 65%  |
|     | 水産       | 数量       | 6,034  | 66%      | 6,703  | 70%      | 7,314  | 73%  |
|     |          | 金額       | 5,800  | 65%      | 6,064  | 67%      | 6,063  | 67%  |
|     | 合計       | 数量       | 41,567 | 73%      | 37,101 | 72%      | 36,245 | 70%  |
|     |          | 金額       | 12,458 | 67%      | 12,711 | 67%      | 12,048 | 66%  |
| 東近江 | 野菜<br>果実 | 数量       | 2,121  | 4%       | 1,891  | 5%       | 2,483  | 6%   |
|     |          | 金額       | 472    | 5%       | 490    | 5%       | 521    | 6%   |
|     | 水産       | 数量       | 1,928  | 21%      | 1,792  | 19%      | 1,672  | 17%  |
|     |          | 金額       | 1,382  | 16%      | 1,319  | 15%      | 1,228  | 14%  |
|     | 合計       | 数量       | 4,049  | 7%       | 3,683  | 7%       | 4,155  | 8%   |
|     |          | 金額       | 1,854  | 10%      | 1,810  | 10%      | 1,749  | 10%  |
| 彦根  | 野菜<br>果実 | 数量       | 3,520  | 7%       | 3,035  | 7%       | 3,216  | 8%   |
|     |          | 金額       | 861    | 9%       | 846    | 9%       | 847    | 9%   |
|     | 水産       | 数量       | 273    | 3%       | 245    | 3%       | 218    | 2%   |
|     |          | 金額       | 393    | 4%       | 388    | 4%       | 352    | 4%   |
|     | 合計       | 数量       | 3,793  | 7%       | 3,280  | 6%       | 3,434  | 7%   |
|     |          | 金額       | 1,254  | 7%       | 1,235  | 7%       | 1,200  | 7%   |
| 長浜  | 野菜<br>果実 | 数量       | 6,553  | 14%      | 6,678  | 17%      | 7,183  | 17%  |
|     |          | 金額       | 1,613  | 17%      | 1,804  | 18%      | 1,833  | 20%  |
|     | 水産       | 数量       | 939    | 10%      | 861    | 9%       | 849    | 8%   |
|     |          | 金額       | 1,330  | 15%      | 1,300  | 14%      | 1,342  | 15%  |
|     | 合計       | 数量       | 7,492  | 13%      | 7,539  | 15%      | 8,032  | 15%  |
|     |          | 金額       | 2,943  | 16%      | 3,105  | 16%      | 3,176  | 17%  |
| 合計  | 野菜<br>果実 | 数量       | 47,727 | 100%     | 42,002 | 100%     | 41,813 | 100% |
|     |          | 金額       | 9,604  | 100%     | 9,789  | 100%     | 9,187  | 100% |
|     | 水産       | 数量       | 9,174  | 100%     | 9,601  | 100%     | 10,053 | 100% |
|     |          | 金額       | 8,907  | 100%     | 9,073  | 100%     | 8,987  | 100% |
|     | 合計       | 数量       | 56,901 | 100%     | 51,603 | 100%     | 51,866 | 100% |
|     |          | 金額       | 18,512 | 100%     | 18,862 | 100%     | 18,174 | 100% |

(注) 各年度の右欄の割合は滋賀県内 4 市場の合計金額に占める各市場の占有率を示している。

県内 4 市場のなかにおいて、大津市公設地方卸売市場は、全体の取扱高の 7 割のシェアを維持している。傾向として、水産物は大津市公設地方卸売市場の取扱高が増え、シェアは増加している。しかし、野菜、果実では、他の 3 市場での取扱高は増加しているなかで、大津市公設地方卸売市場の取扱高は減少しており、シェアは毎年低下してきている。

## 5. 大津市公設地方卸売市場の主な事業

### (1) 集荷対策に関する事業

#### ・集荷奨励特別貸付事業 (35,000 千円)

卸売業者が行う集荷に必要な資金の貸付を行い、県内地場産品を中心とした安定集荷を図るもの。

【参考】滋賀県内野菜・果実及び琵琶湖産淡水魚貝類の取扱高 (t)

| 区分  | 平成 21 年度 |       | 平成 22 年度 |       | 平成 23 年度 |       |
|-----|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
|     | 取扱量      | 比率    | 取扱量      | 比率    | 取扱量      | 比率    |
| 青果物 | 3,897    | 10.9% | 3,115    | 10.2% | 3,179    | 10.9% |
| 水産物 | 2        | 0.0%  | 33       | 0.4%  | 37       | 0.5%  |
| 計   | 3,899    | 9.3%  | 3,149    | 8.4%  | 3,217    | 8.8%  |

比率は、大津市公設地方卸売市場の取扱量に対する滋賀県内野菜・果実及び琵琶湖産淡水魚介類の取扱量の比率である。

### (2) 入場業者の経営安定化事業

#### ・経営資金融資預託金事業 (25,552 千円)

入場業者 (54 社) を対象に、経営の安定と基盤強化を図るための融資制度を設け、制度の実施に必要な資金を金融機関に預託している。

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

|      |                  |
|------|------------------|
| 融資残高 | 52,520 千円        |
| 融資利率 | 1.7%             |
| 返済期間 | 5 年              |
| 預託先  | 大津市指定金融機関 (滋賀銀行) |

### (3) 市場協会等に対する支援事業

#### ・市場協会等運営補助事業 (6,470 千円)

市場入場業者等で組織している市場協会、青果仲卸組合、水産仲卸組合、関連卸組合及び関連むつみ会の 5 団体に対して、市場の活性化に向けた取り組みを支援し、各団体の健全な運営及び育成を図るため補助金を交付している。

### (4) 市場施設の改善事業

消費者の「食の安全、安心志向」の高まりを受け、流通業界においては、商品の「品質、

衛生管理の充実を図る」観点から、コールドチェーン化（流通過程で低温を保つ物流方式）が図られており、大津市公設地方卸売市場として、今日まで青果卸売場及び水産卸売場に保冷库を整備。

平成 22 年度には、荷捌き、貯蔵、保管、加工などに使用するために、入場業者が建設した「青果多目的施設」、保冷库等の増設に対応する青果棟電気設備工事の施工を実施。

平成 23 年度には水産附属棟冷凍機 4 号機取替工事を施工。

#### （５）消費者を対象とした市場 P R 事業

##### ①市場大学運営事業

- ・流通に関するテーマを設定して、講座を開設。

市場流通の必要性を理解してもらうとともに、消費の拡大を狙う。年間 1 講座を予定。

##### ②市場協会との連携事業

- ・市場開放「市場の朝市」の開催
- ・魚のさばき方教室の開催
- ・夏休み早朝市場見学会の開催

#### （６）空き店舗利用の促進事業

平成 24 年 3 月 31 日現在、水産仲卸店舗 1 小間と関連店舗 13 小間の計 14 小間（全 81 小間）に空きが生じている。今年度において関連店舗に 1 業者出店されたものの、ここ数年の空き店舗数は横ばい状態となっている。市の広報やホームページを活用して、入場募集を行うとともに、多くの来場者がある「市場の朝市」においてもチラシを配布している。

#### （７）市場施設使用料の減額

景気悪化による消費の低迷等が起因し、各入場業者の経営状況が圧迫されてきたことから、平成 22 年 4 月に使用料の減免について入場業者で組織する大津市公設地方卸売市場協会他 6 団体から要望書が提出された。

これを受けて、市場施設使用料の減額により、現入場業者の経営基盤を強化することが将来的に安定した市場運営につながることで、また新規入場業者を獲得しやすくなることなどを総合的に勘案して、平成 22 年 10 月から平成 33 年 3 月までの間、市場施設利用料の減額措置を講じている。

#### （８）ごみの減量化と再資源化による環境にやさしい市場づくりの推進

これまでから、ごみの減量化と再資源化による環境にやさしい市場づくりを推進するため、排出ごみの分別の徹底や、紙や段ボール、発泡スチロールの再資源化に取り組むなど減量化に努めてきた。そして、平成 22 年 10 月から排出ごみの多くを占める生ごみのうち、まず魚のアラを飼料や肥料の原料として再資源化し一定の成果を出した。

また、青果物の生ごみについては、「バイオ式生ごみ処理機」の導入による再資源化の方針が市場協会において決定されたところである。



なお、「バイオ式生ごみ処理機」の導入にあたり、市場協会から市に財政的な支援を求められており、大津市総合計画に掲げている「環境にやさしい市場づくりの推進」につながる重要な事業であるため、財政的支援の方策が検討されている。

## 6. 歳入歳出決算状況

(単位：千円)

| 科 目     | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| (歳入)    |          |          |          |
| 使用料     | 259,622  | 222,320  | 180,741  |
| 手数料     | 1        | 3        | 4        |
| 国庫支出金   | —        | 12,573   | —        |
| 繰入金     | 38,500   | 41,500   | 104,000  |
| 前年度繰越金  | 9,753    | 6,655    | 5,649    |
| 貸付金元利収入 | 117,527  | 63,977   | 60,552   |
| 雑入      | 93,919   | 91,732   | 77,243   |
| 歳入計     | 519,324  | 438,763  | 428,190  |
| (歳出)    |          |          |          |
| 一般管理費   | 69,701   | 66,819   | 71,431   |
| 市場事業費   | 357,230  | 281,604  | 269,271  |
| 公債費     | 85,737   | 84,689   | 84,689   |
| 歳出計     | 512,668  | 433,113  | 425,391  |
| 次年度繰越金  | 6,655    | 5,649    | 2,799    |

(注)平成 22 年 10 月から平成 33 年 3 月まで市場施設使用料の減額措置を講じたため、平成 22 年度より使用料が大幅に減少した。この結果、一般会計からの繰入金が増加した。

## 7. 歳入について

(単位：千円)

| 科 目             | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 使用料及び手数料        | 259,624  | 222,324  | 180,746  |
| 使用料             | 259,622  | 222,320  | 180,741  |
| 市場使用料           | 259,622  | 222,320  | 180,741  |
| 土地使用料           | 42       | 1,733    | 1,746    |
| 市場使用料           | 259,580  | 220,587  | 178,995  |
| 手数料             | 1        | 3        | 4        |
| 督促手数料           | 0        | 0        | 0        |
| 市場手数料           | 1        | 3        | 3        |
| 国庫、県補助金         | —        | 12,573   | —        |
| 繰入金             | 38,500   | 41,500   | 104,000  |
| 繰越金             | 9,753    | 6,655    | 5,649    |
| 諸収入             | 211,446  | 155,709  | 137,795  |
| 貸付金元利収入         | 117,527  | 63,977   | 60,552   |
| 市場経営資金融資預託金元金収入 | 82,527   | 28,977   | 25,552   |
| 集荷奨励特別貸付金元金収入   | 35,000   | 35,000   | 35,000   |
| 雑入              | 93,919   | 91,732   | 77,243   |
| 合計              | 519,324  | 438,763  | 428,190  |

### ①使用料及び手数料

平成 22 年 10 月から平成 33 年 3 月まで市場施設使用料の減額措置を講じたため、平成 22 年度より市場使用料が大幅に減少した。

平成 22 年度より仲卸業者が、青果多目的施設を建設したことにより、土地使用料収入が増加している。

### ②国庫、県補助金

平成 22 年度には国庫補助金をコールドチェーン化等の施設整備に対して受けている。

### ③貸付金元利収入

入場業者を対象とした融資制度のために金融機関に預託する市場経営資金融資預託金と集荷に必要な資金の貸付を行う集荷奨励特別貸付金に関する収入であり、年度中に貸付又は預託され、年度末に全額返済が行われている。

### ④雑入

入場業者の光熱水費の負担分の収入であるが、平成 23 年度は、東日本大震災の影響による節電や大口の加工事業者の撤退等により光熱水費が減少し、負担分の収入も減少した。

## 8. 歳出について

(単位：千円)

| 科 目         | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 卸売市場費       | 426,931  | 348,423  | 340,702  |
| 一般管理費       | 69,701   | 66,819   | 71,431   |
| 報酬          | 4,055    | 4,034    | 4,009    |
| 給料          | 30,913   | 28,343   | 30,534   |
| 職員手当等       | 23,205   | 23,265   | 24,616   |
| 共済費         | 9,794    | 9,438    | 10,614   |
| 賃金          | 1,261    | 1,262    | 1,200    |
| 報償費         | 471      | 474      | 456      |
| 市場事業費       | 357,230  | 281,604  | 269,271  |
| 需用費         | 111,769  | 112,042  | 102,249  |
| 消耗品費        | 789      | 723      | 689      |
| 光熱水費        | 100,144  | 100,101  | 92,501   |
| 修繕料         | 10,650   | 11,080   | 8,846    |
| その他         | 186      | 136      | 212      |
| 役務費         | 12,927   | 10,844   | 8,889    |
| 手数料         | 11,150   | 9,046    | 7,338    |
| 保険料         | 1,264    | 1,263    | 1,004    |
| その他         | 512      | 534      | 547      |
| 委託料         | 76,983   | 60,696   | 63,439   |
| 使用料及び賃借料    | 8,981    | 7,534    | 6,130    |
| 工事請負費       | 17,843   | 12,075   | 16,095   |
| 備品購入費       | —        | 43       | 228      |
| 負担金、補助及び交付金 | 7,120    | 7,537    | 6,668    |
| 貸付金         | 117,527  | 63,977   | 60,552   |
| 公課費         | 3,825    | 6,688    | 4,813    |
| その他         | 252      | 165      | 206      |
| 公債費         | 85,737   | 84,689   | 84,689   |
| 元金          | 70,834   | 73,143   | 76,603   |
| 利子          | 14,902   | 11,546   | 8,085    |
| 合計          | 512,668  | 433,113  | 425,391  |

①負担金、補助金及び交付金

平成 23 年度においては、大津市公設地方卸売市場に係る次の団体に運営補助を行っている。

| 補助団体の名称       | 算定基準           | 補助金額（千円） |
|---------------|----------------|----------|
| 大津市公設地方卸売市場協会 | 補助対象経費の 1/2 以内 | 4,780    |
| 青果仲卸組合        | 補助対象経費の 1/2 以内 | 550      |
| 水産仲卸組合        | 補助対象経費の 1/2 以内 | 550      |
| 関連卸組合         | 補助対象経費の 1/2 以内 | 550      |
| 関連事業者むつみ会     | 補助対象経費の 1/2 以内 | 40       |
| 合計            |                | 6,470    |

②委託料

平成 23 年度の契約金額 500 千円以上の委託業務契約は以下のとおりである。

(金額：千円)

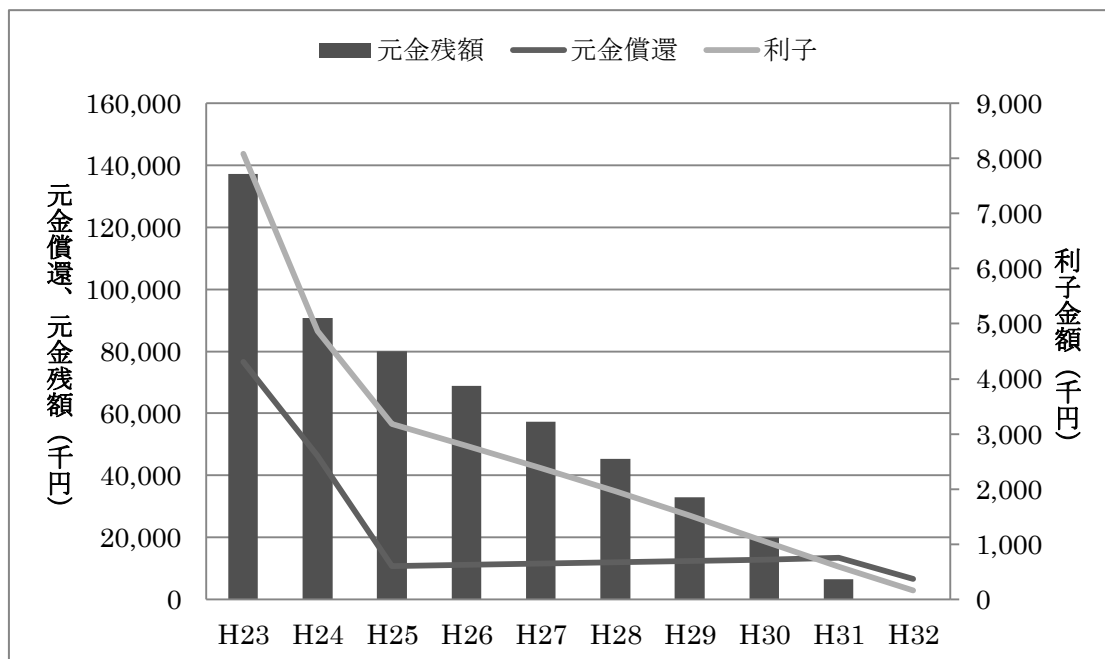
| 委託業務名                  | 契約方法 | 契約期間                   | 平成 23 年度 | 平成 22 年度 |
|------------------------|------|------------------------|----------|----------|
| 発泡スチロール再資源化業務委託        | 随意契約 | H23/4/1～<br>H24/3/31   | 4,315    | 1,428    |
| 屋外清掃・廃棄物運搬業務委託         | 入札   | H23/4/1～<br>H24/3/31   | 10,069   | 11,655   |
| 建物清掃業務                 | 入札   | H22/4/1～<br>H25/3/31   | 3,898    | 3,898    |
| 機械電気設備等運転管理業務委託        | 入札   | H23/4/1～<br>H26/3/31   | 16,632   | 16,382   |
| 青果付属棟冷熱機器保守点検業務委託      | 随意契約 | H23/4/1～<br>H24/3/31   | 779      | 781      |
| 中央棟監視盤及び自動制御機器保守点検業務委託 | 随意契約 | H23/4/1～<br>H24/3/31   | 1,333    | 1,407    |
| エレベーター保守点検業務委託         | 随意契約 | H23/4/1～<br>H24/3/31   | 617      | 630      |
| 警備業務委託                 | 入札   | H23/4/1～<br>H26/3/31   | 18,900   | 15,760   |
| グリストラップ及び雑排水管清掃業務委託    | 入札   | H23/12/1～<br>H24/3/31  | 1,620    | 1,218    |
| 冷凍機分解整備業務委託            | 随意契約 | H23/12/28～<br>H24/3/23 | 4,053    | 4,840    |

## ②公債費

公債費の歳出は、平成 23 年度において、84,689 千円と歳出全体の約 20%を占めているが、当初の市場建設に伴う建設市債はほぼ償還され、元金残高は 137,161 千円となっている。今後、青果加工所と水産加工所及び倉庫の増設分の償還を平成 32 年度まで行うが、平成 25 年度以降の年間償還額は、元金、利子の合計 13,958 千円と大幅に負担が減少することになる。

平成 23 年度以降の起債償還額 (単位：千円)

| 年 度      | 元金償還   | 利子    | 計      | 元金残額    |
|----------|--------|-------|--------|---------|
| 平成 23 年度 | 76,603 | 8,085 | 84,689 | 137,161 |
| 平成 24 年度 | 46,332 | 4,867 | 51,199 | 90,829  |
| 平成 25 年度 | 10,770 | 3,187 | 13,958 | 80,058  |
| 平成 26 年度 | 11,165 | 2,792 | 13,958 | 68,892  |
| 平成 27 年度 | 11,574 | 2,383 | 13,958 | 57,318  |
| 平成 28 年度 | 11,999 | 1,959 | 13,958 | 45,319  |
| 平成 29 年度 | 12,438 | 1,519 | 13,958 | 32,880  |
| 平成 30 年度 | 12,895 | 1,063 | 13,958 | 19,985  |
| 平成 31 年度 | 13,367 | 590   | 13,958 | 6,617   |
| 平成 32 年度 | 6,617  | 169   | 6,786  | 0       |



## II. 監査手続

- (1) 大津市公設地方卸売市場の担当者より、概要のヒアリングを実施した。
- (2) 歳入歳出決算書及びその明細書より決算数値の分析を実施した。
- (3) 収入、支出の基礎資料を確認した。
- (4) 関係諸法令を参照した。

## III. 監査結果

記載すべき事項はない。

## IV. 意見

### 1. 市場施設使用料の減額措置

平成 22 年 4 月、景気悪化による消費の低迷等が起因し、各入場業者が厳しい経営状況に陥っていることから、使用料の減額について入場業者で組織する大津市公設地方卸売市場協会他 6 団体から要望書が提出された。大津市は、入場業者の経営状況を、毎年業務報告書や決算報告書を提出させ、ヒアリングを行い、その把握に努めているが、ここ数年来、各社の決算状況について、7 割を超える事業者が債務超過の状態が続いており、今後、資金繰り等で破綻することが予想されるとし、事業者の経営努力も限界があり、このままの状況が続けば、いずれ入場業者から倒産や廃業が出てくることは必至であり、空き店舗が増え、市場の活気が失われ、市民の食生活に与える影響も多大であるとしている。

このため、市場開設者として、事業者への支援策を早期に実施し、事業者の自助努力と合わせて、経営基盤の強化を図り、もって市民の食生活の安定に資するため、平成 22 年 10 月から平成 33 年 3 月までの間、以下のように市場施設使用料の減額の条例改正がなされた。平成 23 年度においては、減額の概算額は約 75,401 千円である。

| 減額期間                                | 減額率 |
|-------------------------------------|-----|
| 平成 22 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日まで | 30% |
| 平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日まで  | 20% |
| 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで  | 10% |

条例改正の手続きは適正に行われ、減額措置が行われたが、以下の点で検証が不十分であった。

### (1) 決算書の未提出事業者

まず、全事業者のうち、事業報告書に決算書が提出されていないもの、事業報告書が未提出の事業者があった。大津市公設地方卸売市場条例第 23 条において、「仲卸業者は、規則で定めるところにより、毎事業年度の末日現在において作成した事業報告書を、その日から起算して 90 日を経過する日までに市長に提出しなければならない。」と定め、大津市公設地方卸売市場条例施行規則第 21 条第 2 項において、事業報告書には、貸借対照表、損益計算書、その他市長が必要と認める書類を添付しなければならないとしている。しかし、

仲卸業者のなかにも決算書が提出されていない事業者があった。

市場関係者団体から市場施設使用料を減免する要望があったのであれば、それを検討するために、条例で定めている仲卸業者は当然のことながらそれ以外の全入場業者の決算書を提出させることは最低限必要である。決算書が提出されていない事業者を除いた母集団から、債務超過が7割を超えると判断することは正しい実態把握を誤らせる恐れがある。

#### (2) 決算書の詳細な分析

提出された決算書は、基本的に貸借対照表と損益計算書のみであり、税務申告書や勘定科目明細書は提出されていない。また、損益計算書の当期損益が赤字の事業者の中でも、節税目的から多額の役員給与や役員退職金を支給して計画的に赤字計上をする同族事業者や市場以外の事業で損失計上が行われることもある。決算書をより精査に分析するため、税務申告書と決算書との整合性を確認することや、当期損益に役員に対する給与、退職金を加算した金額で実質的な経営実態を把握することなど一定の検証を行うべきである。そのため、貸借対照表、損益計算書だけではなく、勘定科目明細書、法人税申告書なども添付書類に付け加え十分に財政状況の検討を行うべきであった。

#### (3) 債務超過の認識誤り

債務超過とは純資産がマイナスの状態をいうが、利益剰余金がマイナスの状態を債務超過状態として誤って集計していた。債務超過と利益剰余金がマイナスとでは意味合いが異なる。近年、申告所得が赤字である企業の割合は7割超に達しており、利益剰余金がマイナスである割合が7割程度であれば、全国的な状況と比較しても、著しく悪い状況とまでは判断できない。

#### (4) 10年後の経営改善の見通し

将来10年後にはもとの市場施設使用料に戻る計画である。しかし、10年後に各入場業者の経営が改善される見通しは具体的にはない。

大津市は、平成24年度から中小企業診断士による経営診断(経営相談)を始めているが、経営状況が圧迫している入場業者から十分に状況の聞き取り等を行い、減額期間が終了する10年後までに経営状況が改善できるよう経営改善計画立案に協力し、適宜、改善の進捗状況を確認すべきである。

## 減額された市場施設使用料の明細

| 区 分          |          | ～平成 22 年<br>9 月 30 日 | 平成 22 年 10<br>月 1 日～平成<br>27 年 3 月 31<br>日まで | 平成 27 年 4<br>月 1 日～平<br>成 30 年 3 月<br>31 日まで | 平成 30 年 4 月<br>1 日～平成 33<br>年 3 月 31 日ま<br>で |
|--------------|----------|----------------------|--|--|--|
| 卸売場          | 面積割      | 200 円/㎡              | 140 円/㎡                                      | 160 円/㎡                                      | 180 円/㎡                                      |
|              | 売上高割     | 3/1,000              | 2.1/1,000                                    | 2.4/1,000                                    | 2.7/1,000                                    |
| 仲卸売場         | 面積割 1 階  | 2,100 円/㎡            | 1,470 円/㎡                                    | 1,680 円/㎡                                    | 1,890 円/㎡                                    |
|              | 2 階      | 1,000 円/㎡            | 700 円/㎡                                      | 800 円/㎡                                      | 900 円/㎡                                      |
|              | 売上高割     | 3/1,000              | 2.1/1,000                                    | 2.4/1,000                                    | 2.7/1,000                                    |
| 荷さばき所        | 面積割      | 1,100 円/㎡            | 770 円/㎡                                      | 880 円/㎡                                      | 990 円/㎡                                      |
| 青果倉庫         | 面積割      | 1,000 円/㎡            | 700 円/㎡                                      | 800 円/㎡                                      | 900 円/㎡                                      |
| 水産倉庫         | 面積割      | 1,000 円/㎡            | 700 円/㎡                                      | 800 円/㎡                                      | 900 円/㎡                                      |
| 青果保冷库        | 建物・機械一式  | 982,000 円            | 687,400 円                                    | 785,600 円                                    | 883,800 円                                    |
| 水産冷蔵庫        | 建物・機械一式  | 2,051,000 円          | 1,435,700 円                                  | 1,640,800 円                                  | 1,845,900 円                                  |
| 青果卸売場<br>保冷库 | 機械設備一式   | 80,000 円             | 56,000 円                                     | 64,000 円                                     | 72,000 円                                     |
| 水産卸売場<br>保冷库 | 機械設備一式   | 225,100 円            | 157,570 円                                    | 180,080 円                                    | 202,590 円                                    |
| 事務所          | 卸売業者事務所  | 1,300 円/㎡            | 910 円/㎡                                      | 1,040 円/㎡                                    | 1,170 円/㎡                                    |
|              | 上記以外事務所  | 2,000 円/㎡            | 1,400 円/㎡                                    | 1,600 円/㎡                                    | 1,800 円/㎡                                    |
| 関連事業者<br>店舗  | 1 階部分    | 2,100 円/㎡            | 1,470 円/㎡                                    | 1,680 円/㎡                                    | 1,890 円/㎡                                    |
|              | 2 階部分    | 1,000 円/㎡            | 700 円/㎡                                      | 800 円/㎡                                      | 900 円/㎡                                      |
|              | 3 階部分    | 2,000 円/㎡            | 1,400 円/㎡                                    | 1,600 円/㎡                                    | 1,800 円/㎡                                    |
|              | 自動販売機設置場 | 2,000 円/㎡            | 1,400 円/㎡                                    | 1,600 円/㎡                                    | 1,800 円/㎡                                    |
| バナナ加工所       | 建物・機械一式  | 777,000 円            | 543,900 円                                    | 621,600 円                                    | 699,300 円                                    |
| 青果加工所        |          | 1,500 円/㎡            | 1,050 円/㎡                                    | 1,200 円/㎡                                    | 1,350 円/㎡                                    |
| 水産加工所        |          | 1,500 円/㎡            | 1,050 円/㎡                                    | 1,200 円/㎡                                    | 1,350 円/㎡                                    |
| 特定駐車場        | 1 区画     | 3,000 円              | 3,000 円                                      | 3,000 円                                      | 3,000 円                                      |

## 2. 賃貸部分の変更

平成 22 年 3 月 23 日に、水産卸売場において、賃貸面積 2,094 ㎡のところを 233 ㎡の返還を受けて、1,862 ㎡（市場施設使用料 34,207 円/月の減額）とし、青果卸売場においても、賃貸面積 3,044 ㎡のところを 216 ㎡の返還を受けて、2,828 ㎡（市場施設使用料 31,752 円/月の減額）とした。これは、いずれも卸売業者へ賃貸している卸売場面積内に一部卸売業



者と仲卸業者等の共用通路として使用されている現状があるとのことで、その部分を卸売業者の賃貸部分から減らしたものである。

しかし、卸売場の現場は、通路部分は明確に区分されていない。また、公設市場が管理する店舗配置図には、減額前の面積で賃貸している状態のままであった。

通路として賃貸面積の返還を受けたものであれば、通路部分と卸売業者への賃貸部分とを明確に区分しなければならない。実際の卸売場には、通路部分を明確にするためラインを引くなど区分する必要がある。何もないければ、賃貸面積の返還を受ける前と変わらぬ状態となり、ただ市場使用料を減額したのと同様の結果となってしまう。また、管理上も店舗配置図を含め実態に合わせてその都度更新しなければならない。

### 3. 売上に応じた市場施設使用料

卸売場の市場施設使用料については、1 m<sup>2</sup>につき 140 円に当該卸売業者の卸売月額額の 1,000 分の 2.1 を加えた金額を収入することになっている。このため、毎月、卸売業者から月例報告書を入手し、月例報告書の全取扱売上高から大津市公設地方卸売市場に入荷されない市場外取引額を控除して市場施設使用料を算定している。

大津市は、控除する市場外取引額について、その根拠資料を添付させているが、月例報告書の全取引高そのものの金額がどのように作成されているか検証、確認していない。

卸売業者の市場施設使用料は、当該業者の売上金額の報告によって算定される。大津市と卸売業者は利害が対立する関係にあるので、卸売業者からの月例報告書の信頼性を大津市は検証しなければならない。月例報告書の金額の根拠資料も添付させるなど、卸売業者が適切に作成された月例報告書であるか一定の検証が必要である。

また、大津市公設地方卸売市場条例にて、仲卸業者は、毎事業年度事業報告書を大津市に提出しなければならない。一方卸売業者に関しては、滋賀県の許可事業者であることから、大津市には提出する義務はない。このため、大津市は卸売業者の毎事業年度事業報告書を入手していない。しかし、卸売業者の市場施設使用料には、卸売業者の売上高割もあることから、卸売業者の事業報告書は最低限入手し検証されたい。

### 4. 使用料未収金について

以下のとおり 3 社の入場業者の経営悪化等の理由により、市場使用料及び光熱水費等が未収になっている。

(単位：千円)

| 入場業者 | 平成 24 年 5 月 31 日現在未収金 |       |       | 平成 24 年 9 月現在 |     |       | 保証金 |
|------|-----------------------|-------|-------|---------------|-----|-------|-----|
|      | 市場使用料                 | 光熱水費等 | 合計    | 新規発生分         | 回収分 | 残高    |     |
| A    | 577                   | 553   | 1,130 | —             | 0   | 1,130 | —   |
| B    | 232                   | —     | 232   | 620           | 232 | 620   | 232 |
| C    | 347                   | 374   | 722   | 727           | 722 | 727   | 194 |
| 計    | 1,157                 | 928   | 2,085 | 1,348         | 955 | 2,478 | 426 |

入場業者 A は、平成 23 年 12 月廃業した時点で、8 ヶ月分の市場使用料等の滞納があり、保証金を相殺しても 1,130 千円未収金となった。そして、平成 24 年 6 月に破産手続き開始の通知、平成 24 年 10 月に破産決定があった。配当は全くなく、1,130 千円（保証金差引後の金額）全額回収不能となった。

入場業者 B 及び入場業者 C は、事業継続しながら、未収金を分割回収していたが、平成 24 年 10 月に廃業した。平成 23 年度の未収金は回収できたが、平成 24 年度の市場施設使用料等は、現在、未収の状態となっている

未収が発生した場合、施設使用を取り消す明確なルールがない。今後、市場使用料等が回収困難になるおそれもあり、処理ルールを明確にしたうえ、損失が膨らまない段階で施設使用の取り消しを行うなど、早期に対策を講じられたい。

## 5. 一般会計からの繰入金について

### (1) 繰入金の増加

公営企業は、個々の住民に対して一定の財貨又はサービスを提供し、それに要する経費を使用料等で回収し、活動していく独立採算制の原則により運営されている。

しかし、この基本原則を堅持しながら、公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、一般会計から繰入れをすることができる。

一般会計から繰入をすることができる経費について、地方財政法第 6 条に次のように定められている。

- ・その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費。
- ・当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費。
- ・災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たとき。

さらに、総務省より通知されている「平成 23 年度の地方公営企業操出金について（通知）」（平成 23 年 4 月 26 日）において、市場事業について、以下のように具体的な算定方法が示されている。

#### (1) 市場における業者の指導監督等に要する経費

- ①趣 旨 卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰入するための経費であるため。
- ②繰入基準 現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の 30%とする。

#### (2) 市場の建設改良に要する経費

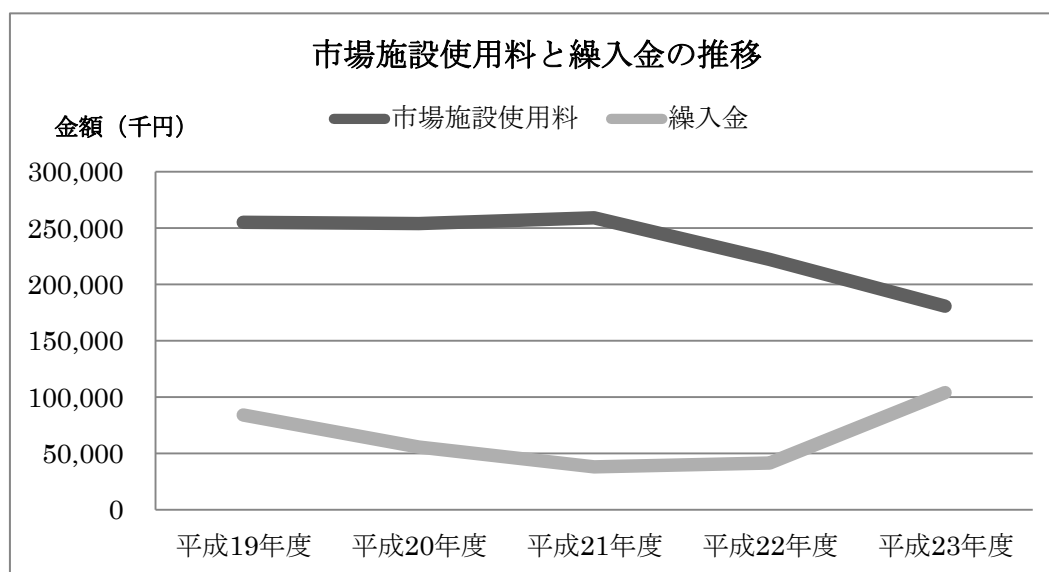
- ①趣 旨 卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰入れするための経費である。
- ②繰入基準 市場施設の建設改良に係わる企業債の元利償還金の 2 分の 1 とする。

以上の計算方法によって、繰入額の基準額が算定されており、全額基準内繰入であることを確認した。

しかし、平成 22 年 10 月から市場施設使用料の減額を行ったため、減額分だけ繰入金額は大幅に増加している。上記の繰入限度を定めた基準内ではあるとはいうものの、原則的に一般会計からの繰入金なしで収支均衡すべきものであり、市場施設使用料の減額措置を行った上でその相当額を一般会計から繰入れるということは問題である。

(単位：千円)

|                         |                                  |             |         |
|-------------------------|----------------------------------|-------------|---------|
| 1. 市場における業者の指導監督等に要する経費 | 営業費用の 30%<br>(工事請負費、貸付金及び公債費は除く) | 264,055×30% | 79,216  |
| 2. 市場の建設改良に要する経費        | 市場施設の建設改良に係わる企業債の元利償還金の 2 分の 1   | 76,604×1/2  | 38,302  |
|                         | 平成 4 年以降の利子                      | 3,935×1/2   | 1,967   |
| 基準額計                    |                                  |             | 119,485 |
| 実繰入額                    |                                  |             | 104,000 |



#### (2) 今後の繰入金の見通し

市場施設使用料減額当初、一般会計からの繰入金について次の表のように計画している。今後、市場施設使用料の減額措置が平成 27 年度より平成 33 年度までに漸次戻される一方で、公債費が平成 32 年度完済されるまで減少し、一般会計からの繰入金は毎年減少すると見込んでいる。

しかし、平成 23 年度では、市場施設利用料が予定額より下回り、実際の繰入金は 104,000 千円と予定額 96,879 千円を上回っている。今後も同様に、市場取扱高の減少や空き店舗の増加による市場施設使用料の減少、市場設備の老朽化に伴う大規模な設備更新による負担の増加などが考えられ、その場合、一般会計からの繰入れがさらに必要になるものと予想されるので留意されたい。

## 市場施設使用料減額当初における一般会計からの繰入金計画

(単位：千円)

| 年度       | 市場施設<br>使用料<br>(正規額) | 減額率 | 市場施設<br>使用料<br>(減額後) | 減額金額   | 公債費(元<br>金+利子) | 繰入金予<br>定額 |
|----------|----------------------|-----|----------------------|--------|----------------|------------|
| 平成 22 年度 | 261,743              | 30% | 224,946              | 36,797 | 84,689         | 45,587     |
| 平成 23 年度 | 264,836              | 30% | 189,435              | 75,401 | 84,689         | 96,879     |
| 平成 24 年度 | 266,320              | 30% | 190,474              | 75,846 | 51,199         | 65,114     |
| 平成 25 年度 | 266,320              | 30% | 190,474              | 75,846 | 13,958         | 66,674     |
| 平成 26 年度 | 266,320              | 30% | 190,474              | 75,846 | 13,958         | 61,867     |
| 平成 27 年度 | 266,320              | 20% | 215,135              | 51,185 | 13,958         | 37,855     |
| 平成 28 年度 | 266,320              | 20% | 215,135              | 51,185 | 13,958         | 39,529     |
| 平成 29 年度 | 266,320              | 20% | 215,135              | 51,185 | 13,958         | 38,795     |
| 平成 30 年度 | 266,320              | 10% | 239,796              | 26,524 | 13,958         | 14,134     |
| 平成 31 年度 | 266,320              | 10% | 239,796              | 26,524 | 13,958         | 15,896     |
| 平成 32 年度 | 266,320              | 10% | 239,796              | 26,524 | 6,786          | 15,162     |
| 平成 33 年度 | 266,320              | —   | 264,457              | 1,863  | —              | —          |

## 6. 補助事業について

## (1) 補助金を運営費補助と事業費補助とに区分すべき

補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が「その運営に要した経費」及び「市場の発展に資すると認められる事業に要した経費」とされている。

しかし、補助事業者はそれを区分せず、補助対象経費を算出している。補助金の算出に当たっては、運営費補助金と事業費補助金を区分し行われたい。

## (2) 補助対象外経費

補助金交付の対象となる経費は、補助対象者がその運営に要した経費及び市場の発展に資すると認められる事業に要した経費とし、下表の経費は補助対象外とされる。

| 補助対象外経費          |
|------------------|
| ゴミ処理料(負担金)       |
| 関係団体分担金及び会費      |
| 操出金              |
| 慶弔費              |
| 交際接待費            |
| 食糧費又は飲食費         |
| 予備費              |
| その他直接運営に係わりのない経費 |

平成 23 年度の補助対象経費の中に、補助金の算定には影響はないものの、一部補助対象外経費であるものが含まれていた。大津市は、補助金を支給するにあたって、補助対象外経費が含まれていないことを確認するなど適正な事務執行に努められたい。

### (3) 補助対象の重複

大津市公設地方卸売市場協会と青果仲卸組合、水産仲卸組合との間には、事務委託がなされており、下表のとおり、大津市公設地方卸売市場協会では、収入として受託料収入を計上し、仲卸組合では事務委託料として支出に計上される。

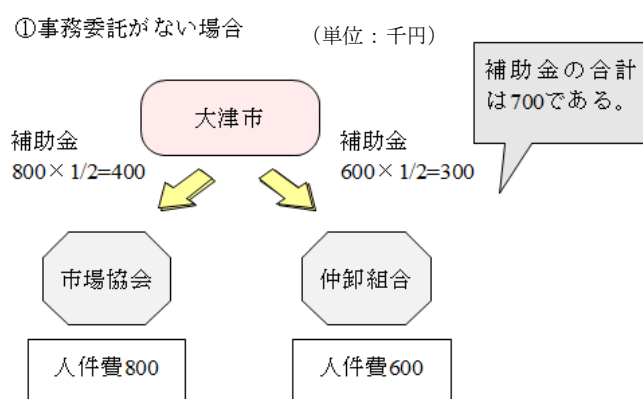
|             |        |
|-------------|--------|
| 青果仲卸組合事務委託料 | 300 千円 |
| 水産仲卸組合事務委託料 | 300 千円 |
| 計           | 600 千円 |

大津市公設地方卸売市場協会が補助申請する補助対象経費の計算は、支出総額から、前項で記載している補助対象外経費を控除した金額を補助対象経費として計算している。従って、それぞれの団体からの受託事務に係わる人件費等も含めてすべての人件費等事務運営に必要となった経費も補助金の対象となっている。

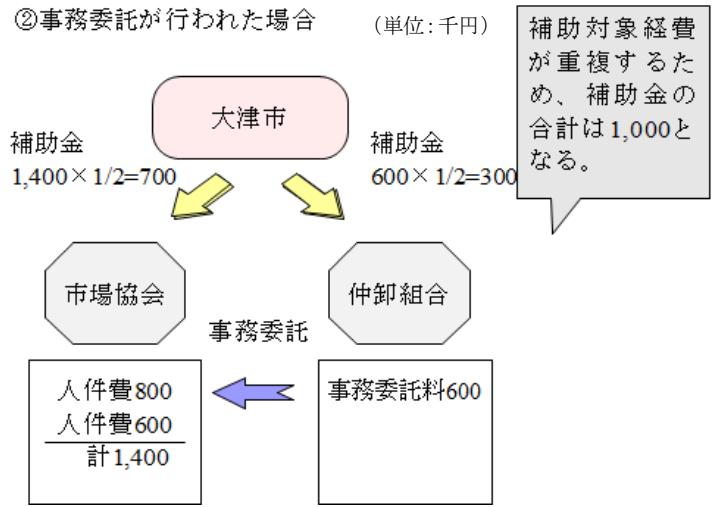
一方で、青果仲卸組合、水産仲卸組合においては、大津市公設地方卸売市場協会に支払う事務委託料を補助対象経費としている。

このことは、大津市公設地方卸売市場協会の補助対象経費には、青果仲卸組合、水産仲卸組合の事務費用が重複されて計上されていることになる。事務委託関係があるにもかかわらず、なんら調整を行わず、それぞれ団体の経費を補助対象とすれば、重複して補助対象としていることになり、補助金が過大に計上されることになってしまう。

内容の理解のために以下設例を用いて、事務委託関係がある場合重複して補助対象となり補助金が過大になることを説明する。なお、人件費等は仮の金額を用いている。



事務委託が行われていない場合、市場協会、仲卸組合でそれぞれ必要となった運営費である人件費が補助対象経費となり、その 1/2 の補助金を支給するため、市場協会へ 400 千円、仲卸組合へ 300 千円となり、補助金の合計は 700 千円となる。



事務委託が行われている場合、市場協会では事務受託した人件費が増加することになる。しかし、その増加した人件費も市場協会の補助対象経費となるため、市場協会では 700 千円の補助金が支給されることになる。一方、仲卸組合では、事務委託料は、補助対象経費となり、仲卸組合へ 300 千円の補助金が支給される。結果として補助金は市場協会、仲卸組合両者合計 1,000 千円支給されることになり、300 千円過大に支給されることになる。

大津市は、大津市公設地方卸売市場協会における補助対象経費の計算において、受託料収入分を補助対象経費から除くべきである。

## 7. 委託契約について

### (1) 発注方式の見直し

委託契約については、500 千円以上については、原則入札方式をとることになっている。入札方式は、業者間の競争により、最も有利な条件を示すものと契約締結し、よりよいモノ、サービスをより低いコストで調達するものである。

発泡スチロール再資源化業務委託契約について、委託業務契約内容は平成 22 年度と同じであるが、平成 23 年度は、平成 22 年度に比べて契約金額が大幅に増加している。

また、以下の経緯により、一旦、指名競争入札が行われたが、結果的に随意契約が締結された。

発泡スチロール再資源化業務委託契約は、当初、平成 23 年 3 月 25 日に選定業者数 5 社にて指名競争入札を実施したが、開札した結果、最低の入札価格が予定価格を超過していた。このため、引き続き再入札を実施する旨を通告したところ、入札を辞退するものが続き、結果的に参加 5 社全てが入札を辞退した。結果、2 回目の入札を執行できなかった。しかし、契約開始期日が 1 週間後に迫っており、改めて競争入札を実施することが困難であったため、1 回目の入札で最低価格を提示した業者と金額を交渉した結果、予算内で合意に達したことにより随意契約となった。

平成 22 年度までは、大津市外の業者との随意契約をしていたが、平成 23 年度から初め

て指名競争入札方式を採用し、業者選定を大津市内の業者と限定した。市内の業者を優先することに対しては理解もできるが、市内の業者に限定したことにより、入札参加業者が 5 社となり、結果的には選定業者全員が入札を辞退し、入札が流れてしまった。

また、入札の実施日が契約更新間近であり、再度業者を選定し、入札を行うだけの日程の余裕がなく、やむを得ず随意契約となった。

結果的に、予算内とはいえ、平成 22 年度では、1,428 千円の契約が 4,315 千円と大幅に増額されることとなってしまった。

競争入札方式は、業者間の競争により、最も有利な条件を示す者と契約締結することが前提となり、適切な競争入札制度の運営には、適切な業者間の競争原理が働かなければならない。

大津市の規則では、指名競争入札の最低参加者を 3 名以上選定すると定めているが、競争原理が機能するように、特殊な業務については、過去の入札状況を考慮し、指名競争入札における業者選定方法を市内業者に限定しないことなど対象要件について検討するとともに、今後は経済的な発注が行えるように、選定業者、入札実施の日程等を配慮されたい。

## (2) 設計金額の算定

警備業務委託契約において、平成 23 年度から監視カメラの設置を 4 台増設する契約業務内容の変更があった。指名競争入札における設計金額の算出において、監視カメラの増設設置費用を業者の聞き取り及び見積によるとして 1 台当たり 1,000 千円と算定している。

しかし、この聞き取り及び見積の根拠資料が保管されていなかった。また、当業務委託契約は、3 年間の長期継続契約となっているが、監視カメラの設置は、契約期間において一度設置するものである。しかし、設計金額の計算において、1 台当たり 1,000 千円の 4 台分 4,000 千円を 3 年分という計算を行い合計 12,000 千円として計算されており、8,000 千円過大に計算されている。今回、結果的には入札結果に影響を与えることはなかったが、正確な設計金額の算定を行い、算定根拠資料の保存を徹底されたい。

## 8. 中期経営計画の必要性

大津市公設地方卸売市場の取扱高は、減少傾向が続いている。その原因は、震災や気候の影響、大型量販店等の台頭などによる外的要因によるものだけでなく、大津市公設地方卸売市場自体のニーズの低下という内的要因によるものもあり、これらを区分し分析、検証する必要がある。

卸売業者及び仲卸業者の経営は厳しく、それが施設使用料の滞納や、空き店舗の増加につながり、市場施設使用料が減少していく。また、施設の老朽化に伴う設備の更新費用等、市場が直面する経営環境は厳しい状況となっている。卸売市場が衰退すると、市場関係者だけでなく、卸売市場の公共性や社会的機能・役割から、生産者や消費者にも影響を及ぼす。

卸売市場が情勢変化に的確に対応し、その機能を十分に発揮していくためには、公設市場の位置づけや役割、機能を勘案し、市場施設の整備や運営のあり方等、卸売市場の将来方向を検討し、実行に移す体制の構築が必要となっている。

開設者である大津市は、市場施設の整備維持、取引の監視という事務的な立場だけではなく、市場の関係業者と共に主導的にその検討を行っていかねばならない。市場の役割、機能強化の方向、将来の需要・供給予測を踏まえた市場運営のあり方を明確にした上で、市場の5年、10年後を見据えた中期の経営計画を作成するとともに、計画を実行するための経営戦略を策定する必要がある。

大津市公設地方卸売市場では、市場関連団体と平成19年度を初年度として、平成28年度を目標年次とする10カ年の計画を策定している。

この基本計画では、取扱高の目標達成、活力と魅力ある市場づくり、安全、安心志向に応えられる生鮮食料品等の集荷と供給を基本構想、計画の目標としている。

[基本計画における目標数値]

| 区 分 | 平成27年度<br>(目標年度) | 平成23年度<br>実績 | 達成率    |
|-----|------------------|--------------|--------|
| 野菜  | 33,100t          | 23,021t      | 70.00% |
| 果実  | 8,232t           | 5,910t       | 71.80% |
| 水産  | 7,658t           | 7,314t       | 95.51% |
| 合計  | 48,990t          | 36,245t      | 74.00% |

しかし、実際この基本計画は、滋賀県はじめ生産団体等に意見を求め策定されたものの、位置づけが不明確であり、周知徹底されておらず、責任の所在が明確ではなく、実効性に乏しいと思われる。そのため、今後計画の位置づけを明確にするとともに、市場取扱高の減少や空き店舗の増加による施設使用料の減少、市場設備更新による負担増を踏まえ、早急に具体的な経営改善策を示した中期経営計画を策定され、市民に対しても中期経営計画を開示されたい。



## 9. 今後検討を要する課題

### (1) 需要者ニーズの把握、対応

卸売市場は、専門小売業者や量販店等の需要者のニーズに応じるため、豊富な品揃えや加工処理体制など確保しなければならない。そのため、全国各地の主要な産地から集荷するとともに、近隣産地の地場特産品を集荷する必要がある。しかし、産地の大型化に伴い、効率的に処理できる市場に集約して出荷する傾向が強まり、地方の中小卸売市場においては、十分な品揃えができず、需要者のニーズに応えられない。需要者の希望どおりの品揃えができなければ、需要者は県内の事業者であっても他府県の品揃え豊富な卸売市場へと逃げてしまう。自力の品揃えだけでなく、他市場との連携により効率的に転送を行うなど、需要者のニーズをかなえられる品揃えを確保するとともに、地場の特産品を、卸売市場が生産者と連携して新商品、新ブランドとして開発に力をいれることなどにより、地場生産者に対する支援を進めていく必要がある。

大津市公設地方卸売市場の取扱高が年々減少する傾向は、根本的には需要者ニーズを十分に把握できず、必要な対応ができていないことによると考えられる。大津市公設地方卸売市場は、需要者ニーズの把握、対応を真剣に行い、市場取扱高を増大させ、市場施設使用料収入を増大させることを通じて、卸売市場特別会計の収支改善を行われたい。

### (2) 戦略的な視点での運営方式のあり方

大津市公設地方卸売市場が時代の変化に対応し、変革が求められるなかで、大津市がリーダーシップを発揮し大津市公設地方卸売市場を牽引する役割を担うことが必要となる。大津市は市場の開設者として設備整備・維持、公正取引の監視を行うという従来の姿勢だけでは、時代の変化に対応し、変革していくことを望むことは困難である。誰が大津市公設地方卸売市場の経営主体であるかを意識し、経営戦略的な視点を持った市場運営を図っていく必要がある。

大津市公設地方卸売市場は、大津市行政のなかでも、流通という特殊な分野である。市場の運営に当たっては、市場に精通した専門的な知識と経験が必要となる。昨今の極めて厳しい環境の中で、定期的な人事異動により公設地方卸売市場に配置された経験がない又は経験が浅い職員のみが事実上の経営を担っていくことは難しいと思われる。

大津市公設地方卸売市場が、地域から求められている機能や役割を発揮するために、現在の運営方式のままで対応することが可能なのか、もし、困難であればどのような運営方式が市民の期待に応えられるのか、抜本的な検討を実施されたい。